

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成26年10月

大阪府人事委員会

目 次

第1 職員の給与等に関する報告	1
1 職員の構成と給与	1
(1) 職員の構成	1
ア 職員数	
イ 性別構成	
ウ 年齢構成	
エ 学歴別構成（最終学歴）	
(2) 職員の給与の状況	5
ア 平均給与（月例給）	
イ 給料	
ウ 管理職手当	
エ 扶養手当	
オ 地域手当	
カ 住居手当	
キ 通勤手当	
ク 単身赴任手当	
2 民間給与等の調査	9
(1) 調査の概要	9
(2) 調査結果	10
ア 平均給与（月例給）	
イ 家族手当	
ウ 特別給	
エ 給与改定等	
オ 通勤手当	
カ 単身赴任手当等	
キ 「民調」における附帯調査	
3 職員給与と民間給与との比較	13
4 物価及び生計費	14
第2 人事院勧告の概要	15
1 給与勧告制度の基本的考え方	15
2 民間給与との較差等に基づく給与改定	15
(1) 民間給与との比較	15
(2) 給与改定の内容と考え方	15
ア 月例給	
イ ボーナス	
ウ 実施時期等	
3 給与制度の総合的見直し	16
(1) 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し	17

ア	俸給表等の見直し	
イ	地域手当の見直し	
(2)	職務や勤務実績に応じた給与配分	18
ア	広域異動手当	
イ	単身赴任手当	
ウ	本府省業務調整手当	
エ	管理職員特別勤務手当	
オ	その他	
(3)	実施時期等	18
4	雇用と年金の接続及び再任用職員の給与	19
5	公務員人事管理に関する報告	19
(1)	国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組	19
ア	国家公務員法等の改正	
イ	改正事項に関する人事院の取組の方向性	
(2)	能力・実績に基づく人事管理の推進	20
(3)	女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進	20
ア	女性の採用の拡大に向けた取組	
イ	女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組	
ウ	育児・介護のための両立支援策の検討	
エ	男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進	
(4)	勤務環境の整備	21
ア	長時間労働慣行の見直し	
イ	ハラスメント防止対策	
ウ	心の健康づくりの推進	
エ	非常勤職員の勤務環境の整備	
(5)	平成27年度採用試験等の見直し	21
(6)	研修の充実	21
第3	勸告及び意見	22
1	勸告	22
(1)	平成26年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定について	22
ア	改定の内容	
イ	改定の実施時期	
(2)	「給与制度の総合的見直し」に係る給与改定について	24
ア	改定の内容	
イ	改定の実施時期等	
2	意見	75
(1)	本年の給与改定について	75
ア	本年の民間との給与較差とその要因	
イ	給与較差の解消方策	
ウ	期末手当及び勤勉手当	

エ	初任給調整手当	
オ	通勤手当	
(2)	「給与制度の総合的見直し」への対応について……………	79
ア	給料表	
イ	地域手当	
ウ	単身赴任手当	
エ	管理職員特別勤務手当	
(3)	給与制度等について……………	82
ア	本府独自の給与減額措置	
イ	賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の研究	
ウ	給与制度の諸課題	
	（ア）昇給制度の改革（55歳超の昇給抑制）	
	（イ）課長級給料の定額化	
	（ウ）教員特殊業務手当	
(4)	活力ある人事制度の構築について……………	86
ア	人事評価制度	
イ	管理職（部長等、府立学校長）の公募	
ウ	採用試験制度改革	
エ	女性登用	
(5)	職員の勤務環境の向上について……………	89
ア	時間外勤務の縮減	
イ	健康管理	
ウ	ハラスメントの防止	
エ	ワーク・ライフ・バランス	
(6)	公務員制度をめぐる諸課題について……………	93
ア	高齢期職員の雇用問題	
イ	再任用職員の給与	
ウ	教職員を取り巻く諸情勢	
3	結語……………	96

※文中の「資料」は、巻末の「資料」を示す。

第1 職員の給与等に関する報告

1 職員の構成と給与

本府が行った「職員給与実態調査」によると、一般職職員（※）及び市町村立学校の府費負担教職員（以下、これらを合わせて「職員」という。）の給与、職員構成や平均年齢、本年4月分給与の支給状況等は次のとおりである。

※「一般職職員」とは…

地方公務員は、法律上、知事や議員等の「特別職」と事務職員や教員、警察官等の「一般職」に区分される。上記の「一般職職員」は法律上の「一般職」を指している。

(1) 職員の構成

ア 職員数

本年4月1日時点における職員総数は **81,154** 人である。

これを給料表の適用職種別に見ると、行政職 **11,707** 人、研究職 **145** 人、医療職 **155** 人、教育職 **47,188** 人、公安職 **21,300** 人、特定任期付職員 **8** 人、さらに技能労務職 **651** 人（技能労務職給料表適用職員は勧告対象外であるが、参考までに記載）という構成である。教育職や公安職といった府民に身近な職種が大多数を占めており、両者を合計すると全体の **84.4%** にのぼる。

また、職員数は、昨年と比べ全体で **139** 人 (**0.2%**) 減少している。

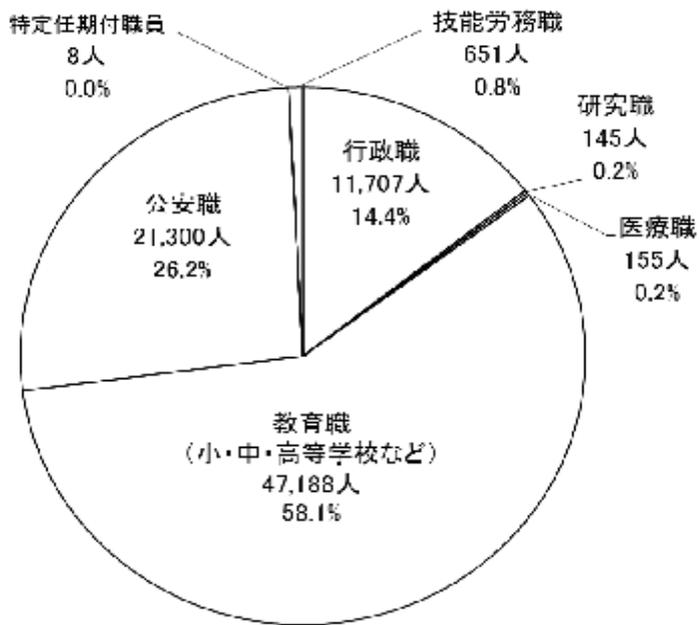
職種別では、教育職、公安職が増加しているものの、その他のほとんどの職種では減少しており、その内訳は、行政職△**83** 人 (△**0.7%**)、研究職△**5** 人 (△**3.3%**)、医療職△**12** 人 (△**7.2%**)、教育職+**4** 人 (+**0.0%**)、公安職+**10** 人 (+**0.0%**)、特定任期付職員+**1** 人 (+**14.3%**)、技能労務職△**54** 人 (△**7.7%**) という状況である。

減少の主な理由としては、組織の再編や施策の見直し等により、行政職が減少したことがあげられる。

(資1頁：第1表)

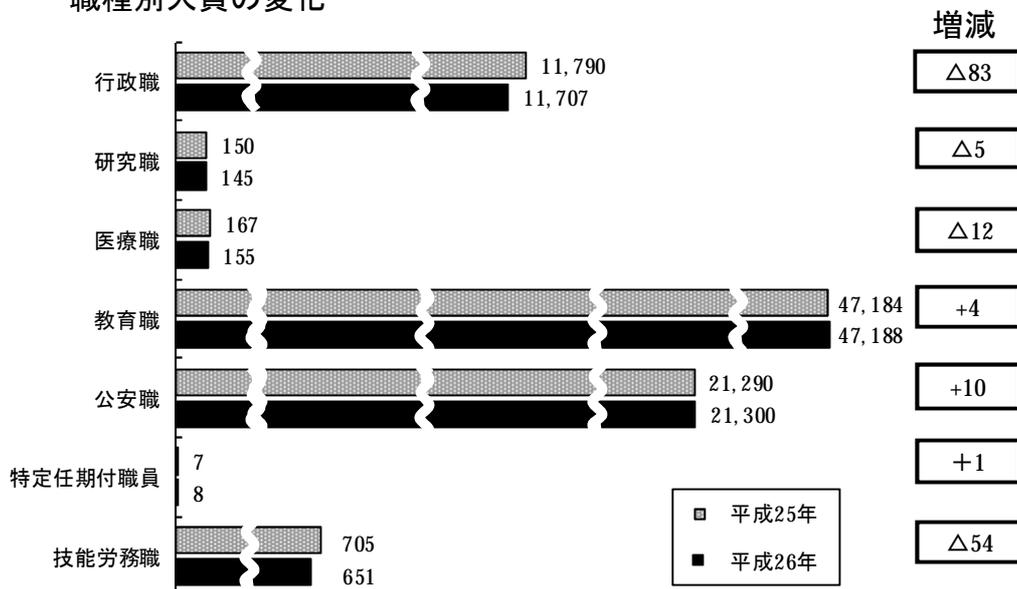
給料表の適用職種ごとの主な職務内容

- 行政職・・・・・・・・・・ 一般行政事務職や土木、建築等の技術職など
- 研究職・・・・・・・・・・ 研究所に勤務する研究員など
- 医療職・・・・・・・・・・ 医師や看護師、薬剤師等の医療業務従事者
- 教育職・・・・・・・・・・ 小学校、中学校、高等学校等の校長、教頭、教諭など
- 公安職・・・・・・・・・・ 警察官
- 特定任期付職員・・・・ 任期を定め、高度の専門的知識を要する業務に従事する職員
- 技能労務職・・・・・・ 地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員



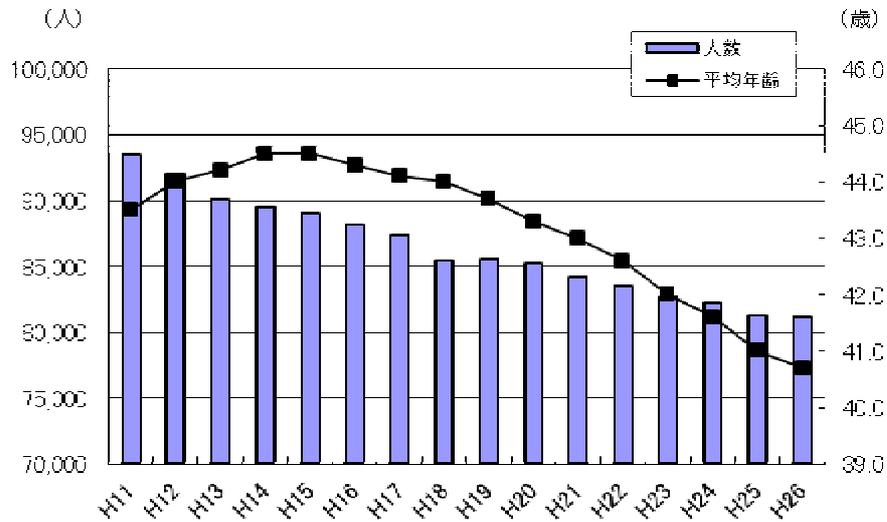
※割合はそれぞれ端数処理をしているため、合計が 100%とまらない。

職種別人員の変化

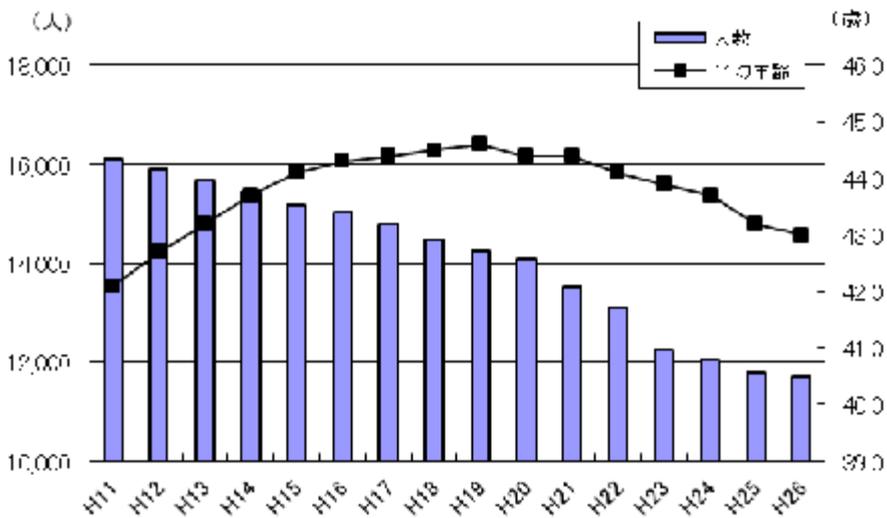


職員数及び平均年齢の推移

全給料表



行政職給料表



※ 行政職給料表適用職員数から技能労務職員数を分離できる平成11年からの推移とした。

イ 性別構成

職員の性別構成は男性 **60.1%**、女性 **39.9%**となっている。行政職給料表適用職員の性別構成は、男性 **62.8%**、女性 **37.2%**となっている。

(資1頁：第1表)

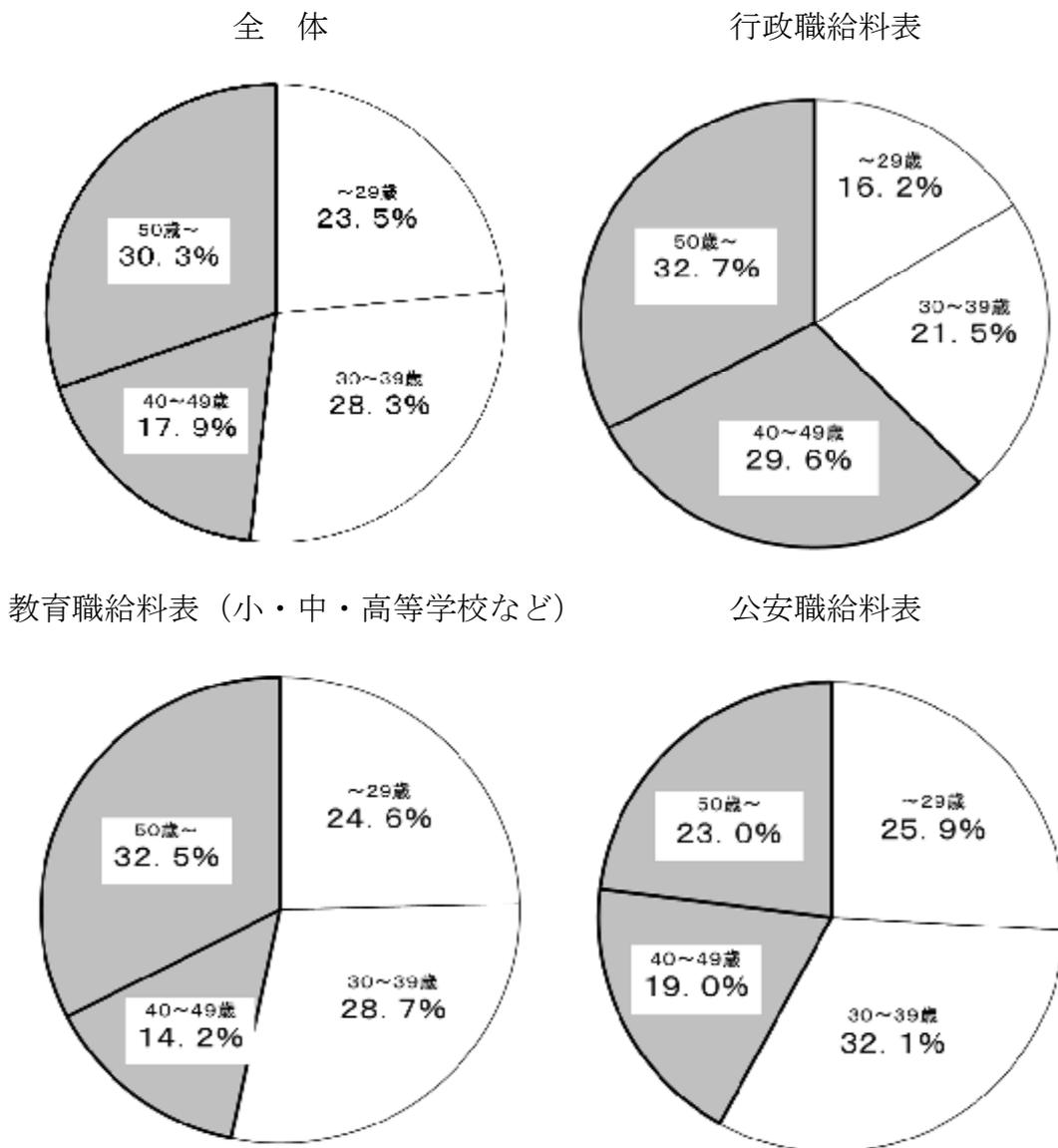
ウ 年齢構成

職員の平均年齢は **40.7**歳で、昨年に比べ **0.3**歳低くなっている。職員の年齢階層別(5歳刻み)の分布を見ると、「**30歳～34歳**」が **16.7%**で分布の

最大となっている。また、全職員に占める 50 歳以上の割合は 30.3%であり、40 歳以上では 48.2%となっている。給料表別では、行政職給料表適用職員は、分布の最大が「50 歳～54 歳（16.6%）」、50 歳以上の割合が 32.7%、40 歳以上では 62.3%、教育職給料表（高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表）適用職員は、分布の最大が「55 歳～59 歳（18.9%）」、50 歳以上の割合が 32.5%、40 歳以上では 46.7%となっている。一方、公安職給料表適用職員は、分布の最大が「30 歳～34 歳（18.0%）」、50 歳以上の割合が 23.0%、40 歳以上では 42.0%と比較的若い状況にある。

（資 1 頁：第 1 表、資 2 頁：第 2 表）

職員の給料表別年齢分布(10 歳刻み)



※ 在職者の多い給料表を表示。

エ 学歴別構成(最終学歴)

職員の学歴別構成は、大学卒 **72.3%**、短大卒 **7.5%**、高校卒 **20.0%**、中学卒 **0.2%**となっている。行政職給料表適用職員の学歴別構成は、大学卒 **45.0%**、短大卒 **6.5%**、高校卒 **47.6%**、中学卒 **0.8%**となっている。

(資2頁：第3表)

(2) 職員の給与の状況

職員の給与は、毎月支払われる月例給と民間の賞与に相当する期末手当及び勤勉手当がある。月例給は給料と諸手当で構成され、このうち給料は基本給としての性格を有しており、職種ごとに **13** 種類の給料表(※)が定められている。また、各給料表は、職務の複雑、困難、責任の度合いに応じた「級」と、同一級の中で、職務経験による習熟度等を反映させた「号給」との組合せによって構成されている。

他方、諸手当は、補完的な給与としての性格を有し、生活給的な手当である扶養手当や住居手当、職務給的な手当である管理職手当、あるいは地域における民間給与との水準差の反映を主たる目的とした地域手当、さらには実費弁償に近い性格を有する通勤手当などがある。

また、期末手当及び勤勉手当は、先に述べたように民間の賞与に相当するものであり、このうち勤勉手当は考課査定分に相当し、勤務成績に応じて支給することとなっている。

以上のように、職員の給与は、職員ごとの役職段階や職務経験、あるいは勤務成績や生活状況に応じて具体的な支給額が決定される。

※「13種類の給料表」とは…

行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(一)、同(二)、同(三)、高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表、公安職給料表、指定職給料表、第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表、特定任期付職員給料表の **12** 種類に、技能労務職給料表を加えた **13** 種類。

本年4月時点における職員の給与の支給状況は、以下のとおりとなっている。

なお、本府においては、財政収支不足への対応として、給与の減額措置が次のとおり行われている(以下の記述では、減額措置前と減額措置後の金額を併記する)。

給与の減額措置内容

給料（本給）のカット（平成 26 年度）

- ・部長級 3.1%
- ・その他の管理職手当受給者 2.5%
- ・その他の職員 1.9%～0.7%

※本府における給料のカットは、当初平成 20 年 8 月から平成 23 年 3 月までの間で実施、その後、非管理職におけるカット率を軽減した上で平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで実施、本年 4 月からは管理職も含めカット率をさらに軽減し、平成 27 年 3 月まで実施されることになっている。

管理職手当のカット（平成 9 年度から）

- ・一律 5%

ア 平均給与(月例給)

減額措置後における全職員の平均給与月額（通勤手当及び時間外勤務手当等を除く）は **399,638** 円であり、その内訳は、給料 **339,687** 円、管理職手当 **3,749** 円、扶養手当 **8,679** 円、地域手当 **39,269** 円、住居手当 **5,088** 円、その他手当 **3,166** 円となっている。このうち、行政職給料表適用職員は平均給与月額が **385,840** 円で、その内訳は、給料 **328,402** 円、管理職手当 **4,839** 円、扶養手当 **9,333** 円、地域手当 **38,218** 円、住居手当 **4,921** 円、その他手当 **127** 円となっている。

減額措置がないとした場合の全職員の平均給与月額は **404,587** 円で、その内訳は、給料 **344,416** 円、管理職手当 **3,946** 円、扶養手当 **8,679** 円、地域手当 **39,292** 円、住居手当 **5,088** 円、その他手当 **3,166** 円となっている。このうち、行政職給料表適用職員は平均給与月額が **390,953** 円で、その内訳は、給料 **333,233** 円、管理職手当 **5,094** 円、扶養手当 **9,333** 円、地域手当 **38,245** 円、住居手当 **4,921** 円、その他手当 **127** 円となっている。

また、減額措置がないとした場合の行政職給料表適用職員の初任給は、大学卒 **198,468** 円、高校卒 **160,395** 円（いずれも地域手当を含む）となっている。

（資 3 頁：第 4 表）

イ 給料

基本給としての性格を持つ給料は、**13** 種類の給料表のうち在職する職種に応じて **10** 種類（技能労務職給料表を含む）の給料表を用いて職員ごとに支給額を決定している。減額措置後における給料表ごとの平均給料月額は、行政職 **328,402** 円（平均年齢 **43.0** 歳）、研究職 **363,495** 円（同 **43.5** 歳）、医療職（一）**463,869** 円（同 **44.5** 歳）、医療職（二）**355,760** 円（同 **47.8** 歳）、

医療職（三）**364,102** 円（同 **50.5** 歳）、高等学校等教育職 **367,830** 円（同 **43.2** 歳）、小学校・中学校教育職 **342,310** 円（同 **39.9** 歳）、公安職 **325,866** 円（同 **38.9** 歳）、特定任期付職員 **576,225** 円（同 **59.2** 歳）、技能労務職 **319,058** 円（同 **50.3** 歳）となっている。

減額措置がないとした場合の職員の平均給料月額は、行政職 **333,233** 円、研究職 **368,884** 円、医療職（一）**473,784** 円、医療職（二）**361,265** 円、医療職（三）**369,462** 円、高等学校等教育職 **373,375** 円、小学校・中学校教育職 **347,212** 円、公安職 **329,798** 円、特定任期付職員 **591,000** 円、技能労務職 **323,067** 円となっている。（資1頁：第1表、資3頁：第4表）

ウ 管理職手当

管理又は監督の地位にある職員（管理職）に対し、職務の級の最高号給の **100** 分の **25** の額を超えない範囲で管理職手当を支給している。管理職手当を支給される職員は **4,419** 人で、減額措置後における受給者 1 人当たりの平均支給月額は **70,079** 円となっている。

減額措置がないとした場合の受給者 1 人当たりの平均支給月額は **73,768** 円となっている。（資3頁：第5表）

管理職手当受給者（再任用職員を除く）は、全職員の **5.3%** となっている。そのうち、女性の割合は **14.8%** であり、昨年 **14.7%** に比べ、**0.1** ポイント上昇している。

エ 扶養手当

扶養親族を有する職員に対し、配偶者のみの場合 **13,800** 円、配偶者と子 1 人の場合 **20,300** 円、配偶者と子 2 人の場合 **26,800** 円、配偶者と子 3 人の場合 **33,300** 円の手当を支給している。扶養手当を支給される職員は、全職員の **44.0%** で、受給者 1 人当たりの平均支給月額は **19,732** 円、平均扶養親族数は **2.0** 人となっている。（資4頁：第6表）

オ 地域手当

大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の **11%** に相当する地域手当を支給している。（資3頁：第4表）

カ 住居手当

借家・借間に居住する職員（警察待機宿舎を除く）で月額 **12,000** 円を超える家賃を負担する者に対し、負担する家賃の額に応じて **27,000** 円を限度として住居手当を支給している。住居手当を支給される職員は、全職員の **19.4%** で、受給者 1 人当たりの平均支給月額 **26,269** 円、負担する家賃の平均月額は **68,063** 円となっている。
(資 5 頁 : 第 7 表・第 8 表)

キ 通勤手当

交通機関又は交通用具を利用した通勤を常例とする職員に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による交通費等に応じて通勤手当を支給している。通勤手当を支給される職員は、全職員の **93.7%** で、受給者 1 人当たりの平均支給月額は **11,851** 円となっている。

(資 5 頁 : 第 9 表・第 10 表)

ク 単身赴任手当

公署を異にする異動等又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて単身赴任手当を支給している。単身赴任手当を支給される職員は、全職員の **0.1%** で、受給者 1 人当たりの平均支給月額は **31,552** 円となっている。

(資 5 頁 : 第 11 表)

2 民間給与等の調査

(1) 調査の概要

例年、本委員会は、職員と民間の給与を精確に比べるため、人事院や全国の人事委員会と共同で職種別民間給与実態調査（以下、「民調」という。）を行っている。この調査は、常勤の従業員数で見た企業規模 **50** 人以上かつ事業所規模 **50** 人以上の府内民間事業所を対象とし、このうち一定割合を抽出して行っているものであり、抽出に際しては「層化無作為抽出法」（※1）という統計上の手法により、企業規模に偏りが生じないように工夫を講じている。

本年の調査では、人事院における昨年からの検討結果を踏まえ、民間企業の組織形態に対応するため、役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間の事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

これらの結果、府内所在の **4,621** 事業所を母集団とし、このうち **747** 事業所を抽出し、調査にあたったところであり、調査事業所の協力のもと、調査を完了した **620** 事業所（完了率 **84.5%**（※2））に勤務する **76** 職種、**34,390** 人分の4月分給与のデータを得ることができた。（資 51、52 頁：第 14 表）

※1 「層化無作為抽出法」とは…

調査事業所を選び出す際には、大企業に偏ることなどが無いよう、府内に所在する事業所を幾つかのグループ（層）に区分し、それぞれから無作為に選び出しているところであり、こうした抽出方法を「層化無作為抽出法」と呼んでいる。

抽出の前提となる「層」をどのように組むかは必ずしも一律ではなく、地域における企業の数や種類などに応じて満遍なく抽出できるよう、それぞれの調査主体が工夫をしている。本委員会では、まず、一般的な企業と学校、病院とに分け、次に本店と支店、さらに、正社員の人数により分けている。

※2 「完了率」の算出方法は…

調査開始前に抽出した **747** 所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所が **13** 所判明したので、これを除いた **734** 所に占める調査完了事業所 **620** 所の割合を完了率としている。

(2) 調査結果

ア 平均給与(月例給)

調査対象従業員の平均給与月額(「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いた額)は、事務部長 **720,347** 円(平均年齢 **51.6** 歳)、事務課長 **586,084** 円(同 **48.0** 歳)、事務係長 **408,368** 円(同 **45.3** 歳)、事務係員 **292,286** 円(同 **37.1** 歳)となっている。

また、初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒 **200,493** 円、高校卒 **164,347** 円となっており、本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で **21.1%**、高校卒で **22.7%**となっている。(資 54 頁 : 第 15 表、資 55 頁 : 第 16 表、資 56 頁 : 第 17 表)

イ 家族手当

家族手当(扶養手当)制度がある事業所(**72.8%**)のうち、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は **92.7%**となっている。

家族手当制度があるとした事業所の平均支給月額、配偶者のみの場合 **14,964** 円、配偶者と子1人の場合 **21,056** 円、配偶者と子2人の場合 **26,674** 円となっている。

(資 67 頁 : 第 18 表)

ウ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の1人当たり平均支給額は、平均給与月額の **4.12** 月分に相当している。

また、民間における賞与の配分状況は、一定率(額)分と考課査定分の比率が、部長級、課長級、一般の従業員(係員)のいずれも、およそ5対5の割合となっている。(資 67 頁 : 第 19 表、資 68 頁 : 第 20 表)

エ 給与改定等

一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合が **29.9%**、ベースアップを中止した事業所の割合が **12.5%**、ベースアップの慣行のない事業所の割合が **57.6%**となっており、ベースダウンについては実施

した事業所はなかった。また、一般の従業員（係員）について、昇給制度がある事業所の割合が **86.5%** となっており、さらに定期昇給の実施状況を見ると、定期昇給を実施した事業所の割合が **84.5%**（増額 **28.0%**、減額 **2.5%**、変化なし **54.0%**）、定期昇給を停止した事業所の割合が **2.0%** となっている。

（資 68 頁：第 21 表・第 22 表・第 23 表）

オ 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当を支給する事業所の割合は **81.5%** となっている。その支給形態としては、支給する事業所のうち運賃相当額制が **29.3%**、距離段階別定額制が **44.4%**、一律定額制が **4.7%** となっている。

また、距離段階別定額制における支給月額、**10km** で **7,833** 円、**30km** で **20,067** 円、**50km** で **30,173** 円となっている。（資 69 頁：第 24 表・第 25 表）

カ 単身赴任手当等

単身赴任手当を支給する事業所の割合は **88.8%** となっており、一律定額支給する事業所における平均支給月額は **41,912** 円となっている。また、賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況は、年間平均 **15.3** 回となっている。

異なる地域に事業所が所在する場合において、給与の支給額が異なると回答した割合は **50.7%** で、そのうち、基本給の支給額が異なる事業所の割合は **5.1%**、地域（都市）手当の支給額が異なる事業所の割合は **29.0%**、住宅手当の支給額が異なる事業所の割合は **19.1%** となっている。

（資 69 頁：第 26 表・第 27 表・第 28 表）

キ 「民調」における附帯調査

本委員会は、本年の「民調」において、附帯的な事項の調査として以下の項目について、大阪市人事委員会及び堺市人事委員会と共同で実施した。

（調査回答企業数 **299** 社）

○ 住宅手当

住宅手当（住居手当）を支給する事業所の割合は **50.9%** となっている。

（資 70 頁：第 29 表）

○ 時間外労働の割増賃金

時間外労働に関する協定で定める労働時間の延長限度を、月 45 時間を超えるとしている事業所の従業員（事務・管理部門）のうち、月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率が 25% である従業員の割合は 53.4% となっており、他方、割増賃金率が 30% 以上である従業員の割合は 45.5% となっている。 (資 70 頁：第 30 表)

○ 雇用調整等の状況

採用の停止・抑制や正社員の解雇といった「人員調整等」、残業の規制や賃金のカットといった「就業制限等」の二つの観点から、本年 1 月以降の状況を調査したところ、雇用調整等を実施した事業所の割合は 10.5% となっている。その内容を多い順にみると、人員調整等では、「採用の停止・抑制」、「転籍出向」、「希望退職者の募集」となっており、就業制限等では、「残業の規制」、「賃金のカット」となっている。 (資 70 頁：第 31 表)

3 職員給与と民間給与との比較

職員と民間従業員との給与比較は、職員給与実態調査及び「民調」の結果に基づいて行っており、職員にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士の4月分給与（職員給与は減額措置前の給与）をラスパイレ方式（※）で比較し、較差を算定している。

なお、本年の比較にあつては、前述した①部長と課長の上に位置付けられる従業員、②課長と係長の上に位置付けられる従業員、③係長と係員の上に位置付けられる従業員については、その役職、職能資格又は給与上の等級（格付）を踏まえ、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととした。

また、昨年同様、民間事業所から提供を受けた給与データのうち給与額の上下2.5%ずつ、合わせて5%のデータを比較の対象から除外した。

以上を前提としつつ、例年と同様の方法を用いて民間給与との比較を行ったところ、職員給与が民間給与を **6,450 円（1.65%）** 下回っていることが明らかになった。

なお、職員給与は、財政収支不足への対応のための独自の給与減額措置が講じられており、減額措置後の実支給額で比べれば、職員給与が民間給与を **11,563 円（3.00%）** 下回る実情にある。 （資 71 頁：第 32 表）

※「ラスパイレ方式」とは…

個々の本府職員に、「役職段階・年齢・学歴」を同じくする民間従業員の給与を支給したとして、これに要する支給総額が現に職員に支払っている支給総額とどれ程の差があるのかを計算するのが「ラスパイレ方式」と呼ばれる方法である（例えて言う、「役職段階・年齢・学歴」が本府職員と同じである民間従業員で「仮想府庁」を作って、給与総額がどの程度になるのかを調べ、実際の本府職員の給与総額と比べている）。

具体的には、本府職員の「役職段階・年齢・学歴」別の平均給与（A1、A2、A3…）と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与（B1、B2、B3…）のそれぞれに、本府職員の数（C1、C2、C3…）を乗じた総額を計算して比べる。これを計算式にすると、次のようになる。このため、毎年の「民調」では、民間従業員ごとに「役職段階・年齢・学歴・給与支給額」等を調べている。

【計算式】

$$\frac{(B1 \times C1 + B2 \times C2 + B3 \times C3 \dots)}{(A1 \times C1 + A2 \times C2 + A3 \times C3 \dots)} \times 100 - 100 = \text{較差率 (\%)}$$

4 物価及び生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査の結果を基に人事院と同様の方法で算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯 **159,900** 円、3人世帯 **178,380** 円、4人世帯 **196,870** 円、5人世帯 **215,390** 円となっている。

また、本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ、全国及び大阪市とも、それぞれ **3.4%** 上昇している。

（資73頁：第33表、資74頁：第34表）

第2 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び公務員人事管理に関して報告並びに給与の改定について勧告したところであり、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務。
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的。

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

〈月例給〉

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較。

○民間給与との較差 **1,090 円 0.27%**

〔行政職(一)…現行給与 **408,472 円**、平均年齢 **43.5 歳**〕

〔俸給 **988 円** はね返し分(注)**102 円**〕 (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分。

〈ボーナス〉

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 **4.12 月** (公務の支給月数 **3.95 月**)

(2) 給与改定の内容と考え方

ア 月例給

(ア) 俸給表

①行政職俸給表(一)

改定率 平均 **0.3%** 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定。

初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を **2,000** 円引上げ

②その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)。

(イ) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定。

(ウ) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ **100** 円から **7,100** 円までの幅で引上げ。

(エ) 寒冷地手当

新たな気象データ(メッシュ平年値 **2010**)に基づき、支給地域を見直し。

イ ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ **3.95** 月分→**4.10** 月分。

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分。

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
26年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.675 月 (支給済み)	0.825 月 (現行 0.675 月)
27年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.75 月	0.75 月

ウ 実施時期等

・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成 **26** 年 4 月 1 日。

寒冷地手当は平成 **27** 年 4 月 1 日(所要の経過措置)。

・ボーナス：法律の公布日。

3 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告。

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し。
- 官民の給与差を踏まえた **50** 歳台後半層の水準の見直し。
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し。

(1) 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

ア 俸給表等の見直し

(ア) 行政職俸給表(一)

民間賃金水準の低い **12** 県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差 (**2.18** ポイント(平成 **24** 年～**26** 年の平均値)) を踏まえ、俸給表水準を平均 **2%** 引下げ。1 級(全号俸)及び2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。3 級以上の級の高位号俸は **50** 歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大 **4%** 程度引下げ。**40** 歳台や **50** 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5 級・6 級に号俸を増設。

(イ) 指定職俸給表

行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の俸給表

行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における **50** 歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設。

(エ) その他

委員、顧問、参与等の手当の改定、**55** 歳超職員(行政職(一)6 級相当以上)の俸給等の **1.5%** 減額支給措置の廃止等。

イ 地域手当の見直し

(ア) 級地区分・支給割合

級地区分を1 区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し。

1 級地 **20%**、2 級地 **16%**、3 級地 **15%**、4 級地 **12%**、5 級地 **10%**、6 級地 **6%**、7 級地 **3%**

* 賃金指数 **93.0** 以上の地域を支給地域とすることを基本(現行は **95.0** 以上)

* 1 級地(東京都特別区)の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内(全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請

等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）。

(イ) 支給地域

「賃金構造基本統計調査」（平成 15 年～24 年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも 1 段階まで）。

(ウ) 特例

1 級地以外の最高支給割合が 16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行 15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ 16%に改定。

(2) 職務や勤務実績に応じた給与配分

ア 広域異動手当

円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km 以上は 10%（現行 6%）、60km 以上 300km 未満は 5%（現行 3%）に引上げ。

イ 単身赴任手当

公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行 23,000 円）を 7,000 円引上げ。加算額（現行年間 9 回の帰宅回数相当）を年間 12 回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を 2 区分増設。

ウ 本府省業務調整手当

本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の 6%相当額（現行 4%）、係員級は 4%相当額（現行 2%）に引上げ。

エ 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前 0 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給。

オ その他

人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視。

(3) 実施時期等

- 俸給表は平成 27 年 4 月 1 日に切替え。
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成 30 年 4 月までに計画的に実施。
- 激変緩和のための経過措置（3 年間の現給保障）。
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成 27 年 1 月 1 日の昇給を 1 号俸抑制。

4 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約 7 割、補完的な業務を担当することが一般的。
- ・ 平成 28 年度に年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60 歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要。
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成 23 年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組。

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給。〔実施時期：平成 27 年 4 月 1 日〕
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討。

5 公務員人事管理に関する報告

(1) 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

ア 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も

併せて担う組織として、内閣人事局を設置。

- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う。
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要。

イ 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う。
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施。
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請。

(3) 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

ア 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し。

イ 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実。

ウ 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討。
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う。
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討。

エ 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催。

(4) 勤務環境の整備

ア 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討。

イ ハラスメント防止対策

- ・セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要。
- ・民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進。

ウ 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、eラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進。

エ 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる。

(5) 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進。

(6) 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む。

第3 勧告及び意見

1 勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員の給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

また、「給与制度の総合的見直し」についても、給与改定を行う必要があると認められるので、併せて所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1) 平成26年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定について

ア 改定の内容

(ア) 給料表

- a 職員の給与に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

- a 平成26年12月期の支給割合
 - (a) (b) (c)及び(d) 以外の職員
勤勉手当の支給割合を**0.825**月分（再任用職員にあつては、**0.375**月分）とすること。
 - (b) 特定管理職員
勤勉手当の支給割合を**1.025**月分（再任用職員にあつては、**0.475**月分）とすること。
 - (c) 指定職給料表の適用を受ける職員
勤勉手当の支給割合を**0.925**月分（再任用職員にあつては、**0.5**月分）

とすること。

(d) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を**1.7**月分とすること。

b 平成**27**年6月期以降の支給割合

(a) (b) (c)及び(d) 以外の職員

6月及び**12**月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**0.75**月分（再任用職員にあつては、それぞれ**0.35**月分）とすること。

(b) 特定管理職員

6月及び**12**月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**0.95**月分（再任用職員にあつては、それぞれ**0.45**月分）とすること。

(c) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び**12**月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**0.85**月分（再任用職員にあつては、それぞれ**0.45**月分）とすること。

(d) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び**12**月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**1.55**月分とすること。

(ウ) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を**249,800**円とすること。

(エ) 通勤手当

a 交通用具使用者（人事委員会規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員（以下「通勤不便者」という。）及び通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員を除く。）に対する通勤手当の月額を、次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(a) 片道5キロメートル以上**10**キロメートル未満 **4,200**円

(b) 片道**10**キロメートル以上**15**キロメートル未満 **7,100**円

(c) 片道**15**キロメートル以上**20**キロメートル未満 **10,000**円

(d) 片道**20**キロメートル以上**25**キロメートル未満 **12,900**円

(e) 片道**25**キロメートル以上**30**キロメートル未満 **15,800**円

(f) 片道**30**キロメートル以上**35**キロメートル未満 **18,700**円

(g) 片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600 円
(h) 片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
(i) 片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200 円
(j) 片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
(k) 片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800 円
(l) 片道 60 キロメートル以上	31,600 円

b 通勤不便者に対する通勤手当は廃止すること。

イ 改定の実施時期

この改定は、平成**26**年4月1日から実施すること。ただし、アの（イ）の a についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、アの（イ）の b 並びに（エ）の b については平成**27**年4月1日から実施すること。

(2) 「給与制度の総合的見直し」に係る給与改定について

ア 改定の内容

(ア) 給料表

a 職員の給与に関する条例に定める給料表

(1) のアの（ア）の a による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第4のとおり改定すること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

(1) のアの（ア）の b による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

(1) のアの（ア）の c による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

(イ) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額**30,000**円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額**70,000**円とすること。

(ウ) 管理職員特別勤務手当

- a 管理監督職員（※）が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第3項並びに第4条の規定により定められた週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- b aの管理職員特別勤務手当の額は、aによる勤務1回につき、**6,000円**を超えない範囲において人事委員会規則で定める額とすること。

※ 管理監督職員とは…

職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員をいう。

イ 改定の実施時期等**(ア) 改定の実施時期**

この改定は、平成**27**年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

- a 平成**30**年3月**31**日までの間における差額の支給
- (a) アの(ア)による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成**30**年3月**31**日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- (b) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(a)の職員を除く。）について、(a)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)に準じて、給料を支給すること。
- (c) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情を考慮して(a)又は(b)による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)又は(b)に準じて、給料を支給すること。

b 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、(2)のアの(イ)中、「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額」とすること。

c その他所要の措置

a 及び b に掲げるもののほか、この改定の実施に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	233,300	267,200	356,000	396,500	453,900	526,400	586,600
	2	138,700	235,500	269,000	358,300	399,000	456,200		
	3	139,900	237,600	270,900	360,600	401,800	458,400		
	4	141,000	239,500	272,800	363,000	404,300	460,600		
	5	142,100	241,400	274,900	365,400	407,100	462,400		
	6	143,200	243,300	277,100	367,700	409,800	464,200		
	7	144,300	245,200	279,300	370,000	412,700	466,200		
	8	145,400	247,000	281,500	372,300	415,400	468,200		
	9	146,500	249,000	283,900	374,700	418,100	470,200		
	10	147,900	250,900	286,100	376,900	420,500	471,900		
	11	149,200	252,800	288,300	379,100	422,900	473,500		
	12	150,500	254,700	290,500	381,300	425,200	475,300		
	13	151,800	256,400	292,800	383,600	427,400	476,800		
	14	153,300	258,300	294,900	385,800	429,400	478,300		
	15	154,800	260,100	297,100	388,000	431,400	479,700		
	16	156,400	261,900	299,200	390,200	433,400	481,200		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	17	157,700	263,700	301,600	392,600	435,400	482,600		
	18	159,200	265,700	303,800	394,800	437,300	483,900		
	19	160,700	267,700	306,000	397,000	439,200	485,100		
	20	162,200	269,700	308,200	399,200	441,100	486,100		
	21	163,600	271,700	310,500	401,300	443,100	486,900		
	22	166,300	273,600	312,700	403,100	444,700	487,400		
	23	168,900	275,500	314,900	404,800	446,300	487,800		
	24	171,500	277,400	317,100	406,500	447,900	488,200		
	25	174,200	279,300	319,500	408,300	449,600	488,500		
	26	175,900	281,200	321,600	409,800	450,900	488,900		
	27	177,600	283,100	323,800	411,400	452,200	489,300		
	28	179,300	285,000	325,900	413,000	453,500	489,800		
	29	180,800	286,900	328,200	414,600	454,700	490,400		
	30	182,600	288,800	330,300	415,800	456,000	490,800		
	31	184,400	290,700	332,500	417,000	457,200	491,200		
	32	186,200	292,600	334,600	418,200	458,500	491,600		
	33	188,200	294,400	336,700	419,400	459,600	492,100		
	34	190,300	296,300	338,900	420,600	460,400	492,400		
	35	192,400	298,200	341,000	421,800	461,000	492,800		
	36	194,500	300,100	343,100	423,000	461,500	493,200		
	37	196,400	301,800	345,100	424,000	461,900	493,600		
	38	198,400	303,600	347,200	424,700	462,400	494,000		
	39	200,400	305,500	349,300	425,400	462,700	494,400		
	40	202,300	307,300	351,400	426,100	463,100	494,800		
	41	207,300	309,200	353,400	426,900	463,500	495,100		
	42	209,500	310,900	355,400	427,600	463,800	495,400		
	43	211,900	312,600	357,400	428,200	464,100	495,700		
	44	214,100	314,300	359,400	428,600	464,400	495,900		
	45	216,200	316,000	361,400	429,100	464,600	496,100		
	46	218,100	317,700	363,300	429,400	464,800			
	47	220,300	319,400	365,200	429,600	465,000			
	48	222,500	321,100	367,100	429,800	465,200			
	49	224,800	322,500	368,900	430,000	465,400			
	50	227,000	324,100	370,400	430,200	465,600			
	51	229,200	325,700	371,900	430,400	465,800			
	52	231,200	327,300	373,400	430,600	466,000			

	53	233, 100	329, 000	374, 900	430, 800	466, 200
	54	235, 000	330, 600	376, 000	431, 000	466, 400
	55	236, 900	332, 200	377, 100	431, 200	466, 600
	56	238, 800	333, 800	378, 200	431, 400	466, 800
	57	240, 600	335, 300	379, 200	431, 600	467, 000
	58	242, 400	336, 500	380, 300	431, 800	
	59	244, 200	337, 700	381, 400	432, 000	
	60	246, 000	338, 800	382, 500	432, 200	
	61	247, 400	339, 600	383, 400	432, 400	
	62	248, 900	340, 500	384, 100	432, 600	
	63	250, 400	341, 400	384, 700	432, 800	
	64	251, 900	342, 200	385, 400	433, 000	
	65	253, 400	342, 900	385, 800	433, 200	
	66	254, 900	343, 600	386, 500	433, 400	
	67	256, 400	344, 400	387, 200	433, 600	
	68	258, 000	345, 200	387, 900	433, 800	
	69	259, 300	346, 000	388, 300	434, 000	
	70	260, 900	346, 700	389, 000	434, 200	
	71	262, 500	347, 400	389, 700	434, 400	
	72	264, 100	348, 100	390, 400	434, 600	
再	73	265, 400	348, 500	391, 000	434, 800	
任	74	266, 800	349, 100	391, 700		
用	75	268, 200	349, 700	392, 400		
職	76	269, 600	350, 300	393, 100		
員	77	270, 900	350, 600	393, 400		
	78	272, 300	351, 100	393, 800		
	79	273, 700	351, 600	394, 100		
	80	275, 100	352, 100	394, 400		
以	81	276, 400	352, 500	394, 700		
外	82	277, 700	353, 000	395, 000		
の	83	279, 000	353, 400	395, 300		
職	84	280, 300	353, 900	395, 600		
員	85	281, 400	354, 200	396, 000		
	86	282, 700	354, 700	396, 300		
	87	284, 000	355, 100	396, 700		
	88	285, 300	355, 600	397, 100		
	89	286, 500	355, 900	397, 400		
	90	287, 600	356, 400	397, 600		
	91	288, 700	356, 900	397, 800		
	92	289, 800	357, 400	398, 000		
	93	291, 000	357, 600	398, 200		
	94	292, 000	357, 900	398, 400		
	95	293, 000	358, 400	398, 600		
	96	294, 000	358, 900	398, 800		
	97	294, 900	359, 100	399, 000		
	98	295, 800	359, 500	399, 200		
	99	296, 700	359, 900	399, 400		
	100	297, 600	360, 100	399, 600		
	101	298, 600	360, 300	399, 800		
	102	299, 400	360, 500			
	103	300, 200	360, 700			
	104	301, 000	360, 900			
	105	301, 700	361, 200			
	106	302, 200	361, 400			
	107	302, 700	361, 600			
	108	303, 000	361, 800			

	109	303,200	362,000						
	110	303,500	362,200						
	111	303,800	362,400						
	112	304,000	362,600						
	113	304,200	362,800						
	114	304,600							
	115	305,000							
	116	305,400							
	117	305,600							
	118	305,900							
	119	306,200							
	120	306,500							
	121	306,800							
	122	307,200							
	123	307,600							
	124	307,800							
	125	308,000							
再	126	308,400							
任	127	308,600							
用	128	308,800							
職	129	309,000							
員	130	309,200							
以	131	309,400							
外	132	309,600							
の	133	309,800							
職	134	310,000							
員	135	310,200							
	136	310,400							
	137	310,600							
	138	310,800							
	139	311,000							
	140	311,200							
	141	311,500							
	142	311,700							
	143	311,900							
	144	312,100							
	145	312,300							
	146	312,500							
	147	312,700							
	148	312,900							
	149	313,100							
	150	313,300							
	151	313,500							
	152	313,700							
	153	313,900							
	154	314,100							
	155	314,300							
	156	314,500							
	157	314,700							
再任用職員		220,500	244,300	267,800	304,400	375,700	393,000	410,300	465,300

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,700	288,400	349,400	413,700
	2	138,800	291,400	351,700	416,800
	3	140,000	294,400	354,100	420,000
	4	141,100	297,400	356,300	423,100
	5	142,200	300,200	358,500	426,100
	6	143,500	303,100	360,800	429,000
	7	144,800	306,100	363,200	432,000
	8	146,100	308,900	365,400	434,900
	9	147,200	311,700	367,700	437,700
	10	148,900	314,700	369,800	440,500
	11	150,500	317,800	372,000	443,500
	12	152,100	320,800	374,200	446,400
	13	153,600	323,600	376,500	449,500
	14	155,500	326,500	378,500	452,400
	15	157,400	329,500	380,600	455,400
	16	159,400	332,300	382,600	458,300
再	17	161,200	335,100	384,700	461,400
任	18	163,400	337,500	386,900	464,300
用	19	165,600	340,000	389,200	467,300
職	20	167,700	342,300	391,300	470,100
員	21	169,900	344,900	393,400	473,200
	22	172,300	347,200	395,600	475,900
	23	174,600	349,600	397,900	478,700
	24	176,900	351,800	400,100	481,400
以	25	179,000	354,200	402,200	484,300
外	26	181,100	356,100	404,200	486,900
の	27	183,200	358,200	406,200	489,500
職	28	185,300	360,100	408,200	492,100
員	29	197,000	362,300	410,200	494,700
	30	199,300	364,000	412,200	497,100
	31	201,600	365,800	414,200	499,600
	32	203,900	367,500	416,200	502,100
	33	206,400	369,200	418,200	504,500
	34	209,300	370,900	420,000	506,900
	35	212,200	372,600	421,800	509,400
	36	215,100	374,200	423,600	511,800
	37	217,900	375,800	425,600	514,500
	38	221,100	377,300	427,200	516,800
	39	224,300	378,800	428,800	519,100
	40	227,400	380,300	430,400	521,400
	41	230,400	381,800	432,100	524,000
	42	233,900	383,200	433,700	525,900
	43	237,400	384,700	435,300	527,700
	44	240,800	386,100	436,900	529,600
	45	244,100	387,700	438,600	531,400
	46	247,100	389,300	440,200	532,700
	47	250,200	390,900	441,800	534,000
	48	253,200	392,400	443,400	535,200
	49	256,400	393,700	444,800	536,600
	50	259,300	395,100	446,300	537,800
	51	262,300	396,600	447,800	538,900
	52	265,200	398,000	449,300	540,100

	53	268,400	399,300	450,900	541,100
	54	270,800	400,400	452,300	541,800
	55	273,300	401,600	453,700	542,500
	56	275,700	402,700	455,100	543,200
	57	277,900	403,800	456,300	543,800
	58	280,400	404,700	457,500	544,400
	59	282,900	405,600	458,600	545,000
	60	285,400	406,500	459,700	545,600
	61	287,500	407,200	460,700	546,400
	62	289,400	408,000	461,300	547,000
	63	291,300	408,800	461,900	547,600
	64	293,200	409,600	462,500	548,200
	65	294,900	410,300	463,000	549,000
	66	296,200	411,100	463,500	549,700
	67	297,400	411,900	463,900	550,400
	68	298,700	412,700	464,400	551,200
	69	299,700	413,500	464,600	552,100
	70	301,000	414,200	465,000	552,800
	71	302,300	414,900	465,400	553,500
	72	303,600	415,600	465,800	554,200
再	73	305,000	416,200	466,000	555,000
任	74	306,300	416,800	466,200	
用	75	307,600	417,400	466,500	
職	76	308,900	418,000	466,800	
員	77	310,100	418,700	467,000	
	78	311,400	418,900	467,300	
	79	312,600	419,100	467,700	
	80	313,900	419,400	468,100	
以	81	315,000	419,600	468,300	
外	82	316,200	419,900		
の	83	317,300	420,200		
職	84	318,500	420,600		
員	85	319,600	420,900		
	86	320,700	421,100		
	87	321,700	421,300		
	88	322,800	421,500		
	89	324,000	421,700		
	90	325,100	422,000		
	91	326,100	422,300		
	92	327,100	422,500		
	93	328,300	422,800		
	94	329,400	423,100		
	95	330,400	423,400		
	96	331,500	423,700		
	97	332,500	423,900		
	98	333,600	424,200		
	99	334,700	424,500		
	100	335,800	424,800		
	101	336,900	425,000		
	102	337,900			
	103	338,900			
	104	339,900			
	105	341,000			
	106	341,800			
	107	342,600			
	108	343,300			

	109	344,000			
	110	344,400			
	111	344,800			
	112	345,200			
	113	345,500			
	114	345,900			
	115	346,500			
	116	347,100			
	117	347,400			
	118	347,800			
	119	348,200			
再	120	348,700			
任	121	349,200			
用	122	349,700			
職	123	350,200			
員	124	350,700			
以	125	351,200			
外	126	351,700			
の	127	352,100			
職	128	352,600			
員	129	353,200			
	130	353,700			
	131	354,200			
	132	354,700			
	133	355,100			
	134	355,600			
	135	356,000			
	136	356,500			
	137	356,900			
	138	357,400			
	139	357,900			
	140	358,400			
	141	359,000			
	142	359,400			
	143	359,800			
	144	360,100			
	145	360,600			
再任用職員		271,300	298,000	342,800	404,900

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	240,100	337,800	409,500	591,400	626,400
	2	242,600	341,200	412,400		
	3	245,100	344,700	415,500		
	4	247,600	348,000	418,500		
	5	249,900	351,200	421,500		
	6	253,700	354,800	424,500		
	7	257,500	358,500	427,700		
	8	261,300	362,000	430,600		
	9	265,500	365,400	433,400		
	10	270,300	368,700	436,200		
	11	275,100	372,100	439,100		
	12	279,900	375,400	441,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	284,700	378,700	444,600		
	14	289,600	382,500	447,200		
	15	294,500	386,400	449,900		
	16	299,500	390,200	452,400		
	17	304,300	394,000	454,900		
	18	308,900	396,900	457,500		
	19	313,600	399,900	460,100		
	20	318,200	402,800	462,600		
	21	322,500	405,900	465,300		
	22	326,600	408,700	467,700		
	23	330,600	411,600	470,300		
	24	334,500	414,400	472,800		
	25	338,500	417,000	475,300		
	26	341,600	419,400	477,700		
	27	344,800	421,900	480,200		
	28	347,900	424,300	482,600		
	29	351,100	426,800	484,900		
	30	353,500	429,000	487,400		
	31	356,000	431,300	490,000		
	32	358,400	433,400	492,400		
	33	360,900	435,800	494,800		
	34	363,300	438,000	497,000		
	35	365,800	440,300	499,300		
	36	368,200	442,400	501,600		
	37	370,600	444,700	504,000		
	38	373,000	446,800	505,800		
	39	375,500	449,000	507,600		
	40	377,900	451,100	509,400		
	41	380,200	453,300	511,200		
	42	381,700	455,200	513,000		
	43	383,200	457,100	514,800		
	44	384,700	459,000	516,600		
	45	386,300	461,000	518,400		
	46	387,700	462,900	520,200		
	47	389,100	464,800	522,000		
	48	390,500	466,700	523,800		
	49	391,800	469,000	525,800		
	50	392,700	471,000	527,100		
	51	393,600	473,000	528,400		
	52	394,500	475,000	529,700		

53	395,700	477,100	531,100		
54	396,600	478,600	532,400		
55	397,500	480,000	533,700		
56	398,400	481,300	535,000		
57	399,300	482,600	536,100		
58	400,100	484,000	537,000		
59	400,900	485,400	537,900		
60	401,700	486,600	538,800		
61	402,500	487,700	539,500		
62	402,900	488,600	540,100		
63	403,300	489,500	540,800		
64	403,700	490,400	541,400		
65	404,000	491,200	542,100		
66		491,900	542,800		
67		492,600	543,600		
68		493,300	544,400		
69		494,000	545,300		
70		494,700	546,000		
71		495,400	546,700		
72		496,100	547,400		
73		496,500	547,900		
74		497,100	548,400		
75		497,700	548,700		
76		498,300	549,000		
77		498,700	549,400		
78		499,300	550,000		
79		499,900	550,500		
80		500,500	551,000		
81		501,000	551,400		
82		501,600	552,000		
83		502,200	552,600		
84		502,800	553,200		
85		503,000	553,400		
86		503,300	553,700		
87		503,500	554,000		
88		503,700	554,300		
89		503,900	554,600		
90		504,100			
91		504,300			
92		504,500			
93		504,700			
94		504,900			
95		505,100			
96		505,300			
97		505,500			
再任用 職員	304,900	348,600	405,300	481,200	585,000

備考

この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	253,700	293,800	345,600	395,400
	2	143,800	255,300	296,100	347,900	398,200
	3	145,200	257,000	298,500	350,300	401,000
	4	146,600	258,600	300,800	352,600	403,700
	5	147,800	260,100	303,100	355,000	406,400
	6	149,600	261,600	305,400	357,400	409,100
	7	151,300	263,200	307,800	359,900	411,900
	8	153,000	264,700	310,100	362,200	414,600
	9	154,700	266,100	312,300	364,400	417,300
	10	156,400	267,700	314,600	366,700	419,700
	11	158,100	269,300	317,000	369,100	422,200
	12	159,900	270,800	319,300	371,400	424,500
	13	161,400	272,200	321,900	373,500	426,500
	14	163,300	274,100	324,100	375,800	428,600
	15	165,300	276,100	326,400	378,200	430,700
	16	167,200	278,000	328,600	380,400	432,800
再	17	169,100	279,700	330,900	382,500	434,700
任	18	171,000	281,600	333,000	385,000	436,800
用	19	172,900	283,600	335,200	387,500	438,900
職	20	174,800	285,500	337,400	389,800	441,000
員	21	176,700	287,300	339,800	392,100	442,900
以	22	178,200	289,200	341,800	394,400	444,500
外	23	179,700	291,100	343,800	396,700	446,100
の	24	181,200	293,000	345,800	398,900	447,700
職	25	186,600	295,000	348,000	400,700	449,300
員	26	188,200	296,900	350,000	402,600	450,600
	27	189,800	298,800	352,000	404,300	451,900
	28	191,400	300,700	354,000	406,000	453,200
	29	193,300	302,700	356,000	407,800	454,500
	30	195,600	304,600	357,900	409,400	455,600
	31	197,900	306,500	359,800	411,100	456,600
	32	200,200	308,400	361,700	412,800	457,600
	33	202,400	310,200	363,600	414,400	458,700
	34	204,700	312,000	365,500	415,700	459,700
	35	207,000	313,800	367,400	417,000	460,700
	36	209,300	315,600	369,300	418,300	461,500
	37	211,500	317,300	371,300	419,300	462,300
	38	213,600	319,000	373,000	420,500	462,700
	39	215,800	320,700	374,700	421,700	463,100
	40	217,900	322,400	376,400	422,900	463,400
	41	219,900	324,100	377,700	423,900	463,600
	42	221,700	325,800	378,900	424,700	463,800
	43	223,600	327,500	380,100	425,500	464,000
	44	225,400	329,200	381,300	426,300	464,200
	45	227,300	330,500	382,400	426,900	464,400
	46	229,100	332,100	383,500	427,500	464,600
	47	230,900	333,700	384,600	428,100	464,800
	48	232,700	335,300	385,700	428,600	465,000
	49	234,500	336,900	386,900	428,900	465,200
	50	236,200	338,200	387,900	429,100	465,400
	51	237,900	339,500	388,900	429,300	465,600
	52	239,600	340,800	389,900	429,600	465,800

	53	241,500	341,900	390,700	429,800	466,000
	54	243,100	343,000	391,600	430,100	
	55	244,700	344,100	392,500	430,300	
	56	246,300	345,100	393,400	430,500	
	57	247,700	345,800	394,000	430,700	
	58	249,300	346,700	394,800	430,900	
	59	250,900	347,600	395,600	431,100	
	60	252,500	348,400	396,400	431,300	
	61	254,000	349,000	397,000	431,500	
	62	255,500	349,600	397,700	431,700	
	63	257,000	350,300	398,400	431,900	
	64	258,500	351,000	399,100	432,200	
	65	259,900	351,600	399,700	432,400	
	66	261,500	352,300	400,400	432,700	
	67	263,100	353,000	401,100	432,900	
	68	264,700	353,700	401,600	433,100	
	69	266,300	354,300	401,900	433,300	
	70	267,700	354,900	402,300	433,500	
	71	269,100	355,500	402,600	433,700	
	72	270,500	356,100	402,900	433,900	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	271,800	356,400	403,300	434,100	
	74	273,200	357,000	403,700		
	75	274,600	357,600	404,000		
	76	276,000	358,200	404,300		
	77	277,200	358,500	404,600		
	78	278,500	359,000	405,000		
	79	279,800	359,500	405,500		
	80	281,100	360,000	405,900		
	81	282,100	360,200	406,200		
	82	283,400	360,600	406,500		
	83	284,700	361,000	406,800		
	84	286,000	361,400	407,100		
	85	287,100	361,600	407,400		
	86	288,200	362,000	407,700		
	87	289,300	362,400	408,000		
	88	290,400	362,800	408,300		
	89	291,600	363,300	408,600		
	90	292,700	363,700	408,900		
	91	293,800	364,100	409,200		
	92	294,900	364,400	409,500		
	93	295,900	364,600	409,800		
	94	296,700	364,900	410,000		
	95	297,500	365,200	410,200		
	96	298,300	365,400	410,400		
	97	299,100	365,600	410,600		
	98	299,700	365,800			
	99	300,300	366,000			
	100	300,900	366,200			
	101	301,500	366,400			
	102	302,000	366,600			
	103	302,500	366,800			
	104	302,900	367,000			
	105	303,100	367,200			
	106	303,300				
	107	303,500				
	108	303,700				

	109	304,000					
	110	304,200					
	111	304,400					
	112	304,600					
	113	304,800					
	114	305,000					
	115	305,200					
	116	305,400					
	117	305,600					
	118	305,800					
	119	306,000					
	120	306,200					
	121	306,400					
	122	306,600					
	123	306,800					
	124	307,000					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	125	307,300					
	126	307,500					
	127	307,700					
	128	307,900					
	129	308,100					
	130	308,300					
	131	308,500					
	132	308,700					
	133	308,900					
	134	309,100					
	135	309,300					
	136	309,500					
	137	309,700					
	138	309,900					
	139	310,100					
	140	310,300					
	141	310,500					
	142	310,700					
	143	310,900					
	144	311,100					
	145	311,300					
	146	311,500					
	147	311,700					
	148	311,900					
	149	312,100					
	150	312,300					
	151	312,500					
	152	312,700					
	153	312,900					
	154	313,100					
	155	313,300					
	156	313,500					
	157	313,700					
	再任用 職員		220,700	255,400	269,500	339,700	384,200

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,600	237,700	267,000	300,100	349,400
	2	157,000	240,000	268,300	302,200	351,700
	3	158,500	242,400	269,700	304,400	354,100
	4	159,900	244,600	271,000	306,400	356,400
	5	161,300	246,900	272,400	308,300	358,600
	6	162,800	248,600	273,800	310,200	360,900
	7	164,300	250,400	275,300	312,300	363,300
	8	165,800	252,100	276,800	314,300	365,600
	9	167,100	253,600	278,200	316,500	367,900
	10	168,800	255,200	279,700	318,500	369,900
	11	170,400	256,800	281,300	320,600	372,000
	12	172,000	258,400	283,000	322,600	374,000
	13	173,500	259,800	284,800	324,500	376,200
	14	175,500	261,100	286,500	326,400	378,300
	15	177,500	262,500	288,200	328,400	380,500
	16	179,500	263,800	289,900	330,300	382,600
再	17	191,200	265,000	291,600	332,300	384,900
任	18	193,600	266,200	293,200	334,100	386,900
用	19	195,900	267,500	294,800	335,900	388,900
職	20	198,200	268,700	296,400	337,700	391,000
員	21	200,600	269,800	298,200	339,500	393,100
	22	202,000	271,200	299,800	341,200	395,200
	23	203,400	272,600	301,500	342,900	397,200
	24	204,800	274,000	303,100	344,700	399,300
以	25	206,200	275,600	304,700	346,600	401,300
外	26	207,700	277,200	306,600	348,400	403,200
の	27	209,200	278,800	308,500	350,100	405,000
職	28	210,700	280,400	310,400	351,800	406,900
員	29	212,600	282,000	312,200	353,600	408,800
	30	214,700	283,600	314,000	355,300	410,700
	31	216,800	285,200	315,800	357,000	412,600
	32	218,900	286,800	317,500	358,800	414,500
	33	221,000	288,400	319,200	360,700	416,300
	34	223,400	289,900	320,900	362,600	418,100
	35	225,800	291,400	322,500	364,400	419,900
	36	228,200	292,900	324,100	366,200	421,700
	37	230,400	294,400	325,900	368,200	423,500
	38	232,600	295,900	327,500	369,900	425,300
	39	234,900	297,300	329,100	371,600	427,100
	40	237,100	298,800	330,700	373,300	428,900
	41	239,500	300,400	332,300	374,900	430,600
	42	241,200	301,900	333,800	376,400	432,200
	43	242,900	303,500	335,300	377,900	433,800
	44	244,600	305,100	336,800	379,500	435,400
	45	246,500	306,600	338,200	381,200	436,600
	46	248,100	308,100	339,700	382,500	437,800
	47	249,600	309,500	341,200	383,900	439,000
	48	251,100	310,900	342,700	385,300	440,200
	49	252,700	312,300	344,100	386,800	441,500
	50	254,000	313,700	345,500	388,200	442,700
	51	255,300	315,100	346,900	389,500	443,900
	52	256,500	316,500	348,300	390,800	445,100

	53	257,800	318,000	349,900	392,300	446,200
	54	259,000	319,400	351,300	393,500	447,200
	55	260,200	320,700	352,700	394,700	448,200
	56	261,400	322,000	354,100	395,900	449,100
	57	262,500	323,400	355,100	397,100	450,000
	58	263,900	324,800	356,400	398,100	450,700
	59	265,300	326,200	357,600	399,100	451,400
	60	266,700	327,600	358,800	400,100	452,000
	61	268,200	328,900	359,900	401,000	452,600
	62	269,700	330,100	361,100	401,800	453,100
	63	271,100	331,400	362,300	402,500	453,600
	64	272,500	332,700	363,500	403,000	454,000
	65	274,000	334,100	364,800	403,500	454,400
	66	275,600	335,400	366,000	403,800	454,800
	67	277,200	336,700	367,200	404,200	455,200
	68	278,800	337,900	368,400	404,600	455,500
	69	280,400	338,900	369,300	405,000	455,800
	70	282,000	340,000	370,400	405,300	
	71	283,600	341,000	371,500	405,700	
	72	285,100	342,000	372,600	406,100	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	286,700	343,100	373,500	406,500	
	74	288,200	344,200	374,600	406,800	
	75	289,700	345,300	375,700	407,100	
	76	291,200	346,500	376,800	407,400	
	77	292,800	347,600	377,800	407,600	
	78	294,300	348,800	378,600	407,800	
	79	295,700	350,000	379,400	408,000	
	80	297,200	351,200	380,200	408,200	
	81	298,600	352,400	381,100	408,400	
	82	300,000	353,500	381,600	408,600	
	83	301,400	354,600	382,100	408,800	
	84	302,900	355,700	382,600	409,000	
	85	304,300	356,800	383,100	409,200	
	86	305,700	357,800	383,500	409,400	
	87	307,100	358,800	383,900	409,600	
	88	308,500	359,800	384,300	409,800	
	89	310,100	360,700	384,700	410,000	
	90	311,400	361,500	385,000	410,200	
91	312,700	362,300	385,300	410,400		
92	314,000	363,100	385,600	410,600		
93	315,100	363,900	385,800	410,800		
94	316,400	364,500	386,100	411,000		
95	317,700	365,100	386,300	411,200		
96	319,000	365,700	386,500	411,400		
97	320,100	366,100	386,700	411,600		
98	321,300	366,600	386,900			
99	322,500	367,000	387,100			
100	323,700	367,500	387,300			
101	325,000	368,000	387,500			
102	326,200	368,400	387,700			
103	327,400	368,800	387,900			
104	328,500	369,200	388,100			
105	329,400	369,700	388,300			
106	330,100	370,100	388,500			
107	330,700	370,500	388,700			
108	331,400	370,900	388,900			

	109	332,000	371,300	389,100		
	110	332,700	371,700	389,300		
	111	333,400	372,100	389,500		
	112	334,000	372,500	389,700		
	113	334,500	372,800	389,900		
	114	335,000	373,100			
	115	335,500	373,400			
	116	336,000	373,700			
	117	336,500	374,000			
	118	337,000	374,300			
	119	337,500	374,600			
	120	338,000	374,900			
	121	338,400	375,300			
	122	338,800	375,600			
	123	339,100	375,800			
	124	339,400	376,000			
	125	339,700	376,200			
	126	340,000				
	127	340,300				
	128	340,600				
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	341,000				
	130	341,300				
	131	341,600				
	132	341,900				
	133	342,100				
	134	342,400				
	135	342,700				
	136	343,000				
	137	343,200				
	138	343,500				
	139	343,800				
	140	344,100				
	141	344,300				
	142	344,600				
	143	344,900				
	144	345,200				
	145	345,500				
	146	345,800				
	147	346,100				
	148	346,400				
	149	346,700				
	150	346,900				
	151	347,100				
	152	347,300				
	153	347,500				
	154	347,700				
	155	347,900				
	156	348,100				
	157	348,300				
	158	348,500				
	159	348,700				
	160	348,900				
	161	349,100				
	162	349,300				
	163	349,500				
	164	349,700				
	165	349,900				
	再任用 職員		266,400	275,700	286,500	303,800

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	184,000	278,200	418,000	492,000
	2	152,400	186,800	281,000	419,800	493,500
	3	153,900	189,500	283,800	421,500	495,000
	4	155,400	192,200	286,700	423,000	496,500
	5	157,100	195,100	289,500	424,600	498,100
	6	159,000	196,800	292,300	426,100	498,900
	7	160,800	198,400	295,200	427,600	499,700
	8	162,600	200,100	298,000	429,100	500,500
	9	164,400	201,900	300,600	430,600	501,500
	10	166,500	203,600	303,400	432,100	502,300
	11	168,500	205,300	306,300	433,600	503,100
	12	170,500	207,000	309,100	435,100	503,900
	13	172,500	209,200	311,900	436,600	504,600
	14	174,700	211,700	314,900	438,200	505,400
	15	176,900	214,300	317,800	439,800	506,200
	16	179,100	216,800	320,600	441,400	507,000
再	17	181,400	219,100	323,500	443,100	508,000
任	18	184,000	221,900	326,300	444,700	508,800
用	19	186,500	224,600	329,200	446,300	509,400
職	20	189,000	227,300	332,000	447,900	510,000
員	21	191,500	229,900	334,900	449,600	510,600
以	22	193,200	233,100	337,400	451,200	511,200
外	23	194,900	236,500	340,000	452,800	511,800
の	24	196,600	239,700	342,500	454,400	512,400
職	25	198,100	243,100	345,000	456,000	513,000
員	26	199,800	246,300	347,400	457,300	513,600
	27	201,500	249,500	349,900	458,600	514,200
	28	203,200	252,600	352,200	459,900	514,800
	29	204,900	255,700	354,600	461,400	515,400
	30	207,200	258,700	356,900	462,600	
	31	209,500	261,800	359,300	463,700	
	32	211,800	264,800	361,600	464,900	
	33	214,000	267,900	363,900	466,300	
	34	216,500	270,600	366,200	467,500	
	35	219,000	273,400	368,600	469,000	
	36	221,600	276,000	370,900	470,500	
	37	223,900	278,800	373,200	472,000	
	38	226,300	281,500	375,500	473,500	
	39	228,700	284,300	377,900	475,000	
	40	231,100	287,000	380,100	476,500	
	41	233,500	289,500	382,400	478,000	
	42	235,500	292,200	384,700	478,900	
	43	237,600	295,000	387,000	479,800	
	44	239,600	297,700	389,200	480,700	
	45	241,700	300,300	391,300	481,400	
	46	243,500	303,100	393,500	482,300	
	47	245,400	305,900	395,700	483,200	
	48	247,200	308,500	397,900	483,900	
	49	249,200	311,000	400,000	484,500	
	50	250,900	313,800	402,100	485,000	
	51	252,600	316,700	404,200	485,500	
	52	254,300	319,400	406,200	486,000	

	53	255,900	322,100	408,300	486,500
	54	257,600	324,700	410,200	487,100
	55	259,300	327,400	412,100	487,500
	56	261,000	330,000	413,900	487,900
	57	262,300	332,500	415,600	488,300
	58	263,900	334,900	417,000	488,700
	59	265,500	337,400	418,300	489,100
	60	267,100	339,800	419,600	489,500
	61	268,700	342,200	421,100	489,900
	62	270,300	344,500	422,400	
	63	271,900	346,900	423,800	
	64	273,400	349,200	425,200	
	65	274,900	351,500	426,700	
	66	276,600	353,800	428,100	
	67	278,300	356,200	429,500	
	68	280,000	358,500	430,900	
	69	281,500	360,800	432,400	
	70	283,000	363,200	433,800	
	71	284,500	365,600	435,200	
	72	286,000	367,900	436,600	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	287,300	370,100	437,900	
	74	288,700	372,400	439,300	
	75	290,100	374,700	440,700	
	76	291,500	376,900	442,100	
	77	292,800	378,900	443,400	
	78	294,000	381,100	444,500	
	79	295,200	383,300	445,700	
	80	296,400	385,500	446,900	
	81	297,600	387,600	448,000	
	82	298,800	389,600	448,700	
	83	300,000	391,600	449,400	
	84	301,200	393,400	450,100	
	85	302,500	395,500	450,800	
	86	303,700	397,200	451,500	
	87	304,900	398,900	452,200	
	88	306,100	400,500	453,000	
	89	307,200	401,900	453,600	
	90	308,400	403,300	454,200	
	91	309,600	404,600	454,800	
	92	310,800	405,900	455,400	
	93	311,500	407,400	455,900	
	94	312,700	408,600	456,100	
	95	313,900	409,900	456,300	
	96	315,100	411,200	456,500	
	97	316,200	412,800	456,700	
	98	317,300	414,100	456,900	
	99	318,400	415,400	457,100	
	100	319,500	416,700	457,300	
	101	320,300	418,000	457,500	
	102	321,400	419,100	457,700	
	103	322,500	420,200	457,900	
	104	323,500	421,300	458,100	
	105	324,300	422,300	458,300	
	106	325,100	423,400	458,500	
	107	325,900	424,500	458,700	
	108	326,700	425,600	458,900	

	109	327,300	426,500	459,100
	110	327,800	427,300	
	111	328,400	428,200	
	112	329,000	429,100	
	113	329,700	429,800	
	114	330,200	430,300	
	115	330,700	430,700	
	116	331,200	431,000	
	117	331,600	431,300	
	118	332,100	431,700	
	119	332,600	432,100	
	120	333,100	432,500	
	121	333,600	432,900	
	122	334,100	433,100	
	123	334,500	433,300	
	124	334,900	433,600	
	125	335,400	433,900	
	126	335,800	434,100	
	127	336,200	434,300	
	128	336,500	434,500	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	336,800	434,700	
	130	337,000	434,900	
	131	337,200	435,100	
	132	337,400	435,300	
	133	337,600	435,500	
	134	337,800	435,700	
	135	338,000	435,900	
	136	338,200	436,100	
	137	338,400	436,300	
	138	338,600	436,500	
	139	338,800	436,700	
	140	339,000	436,900	
	141	339,200	437,100	
	142	339,400	437,300	
	143	339,600	437,500	
	144	339,800	437,700	
	145	340,000	437,900	
	146	340,200	438,100	
	147	340,400	438,300	
	148	340,600	438,500	
	149	340,800	438,700	
	150	341,000		
	151	341,200		
	152	341,400		
	153	341,600		
	154	341,800		
	155	342,000		
156	342,200			
157	342,400			
158	342,600			
159	342,800			
160	343,000			
161	343,200			
162	343,400			
163	343,600			
164	343,800			

	165	344,000				
	166	344,200				
	167	344,400				
	168	344,600				
	169	344,800				
再任用 職員		243,100	288,200	318,700	348,300	437,600

備考

- 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級**165**号給から**169**号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に**7,700**円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	278,200	398,300	456,500
	2	152,400	168,800	281,000	400,100	457,500
	3	153,900	170,900	283,800	401,900	458,500
	4	155,400	173,100	286,700	403,600	459,700
	5	157,100	175,100	289,500	405,300	460,800
	6	159,000	177,300	292,300	407,100	461,700
	7	160,800	179,500	295,200	408,900	462,500
	8	162,600	181,700	298,000	410,800	463,400
	9	164,400	184,000	300,600	412,700	464,600
	10	166,500	186,800	303,400	414,400	465,400
	11	168,500	189,500	306,300	416,100	466,200
	12	170,500	192,200	309,100	417,700	467,200
	13	172,500	195,100	311,900	419,200	468,000
	14	174,700	196,800	314,900	420,500	468,700
	15	176,900	198,400	317,800	421,700	469,400
	16	179,100	200,100	320,600	422,900	470,000
再	17	181,400	201,900	323,500	424,600	470,600
任	18	184,000	203,600	326,300	425,800	471,300
用	19	186,500	205,300	329,200	427,100	472,000
職	20	189,000	207,000	332,000	428,400	472,700
員	21	191,500	209,200	334,900	429,600	473,300
以	22	193,200	211,800	337,400	431,000	474,000
外	23	194,900	214,400	340,000	432,400	474,700
の	24	196,600	216,900	342,500	433,800	475,400
職	25	198,100	219,100	345,000	434,900	476,100
員	26	199,700	221,800	347,400	436,100	476,800
	27	201,300	224,600	349,900	437,300	477,500
	28	202,900	227,300	352,200	438,500	478,200
	29	204,800	229,900	354,600	439,400	478,800
	30	207,200	233,100	356,800	440,600	479,500
	31	209,600	236,500	359,100	441,800	480,200
	32	211,900	239,700	361,300	443,000	480,900
	33	213,900	243,200	363,500	444,000	481,500
	34	216,300	246,300	365,500	444,600	482,200
	35	218,700	249,500	367,500	445,200	482,900
	36	221,100	252,600	369,500	445,800	483,600
	37	223,400	255,700	371,800	446,600	484,100
	38	225,800	258,700	373,600	447,200	
	39	228,000	261,800	375,400	447,800	
	40	230,200	264,800	377,200	448,400	
	41	232,500	267,900	379,100	448,900	
	42	234,500	270,500	380,800	449,400	
	43	236,600	273,300	382,500	449,900	
	44	238,600	276,000	384,200	450,400	
	45	240,700	278,800	385,800	450,800	
	46	242,600	281,500	387,500	451,100	
	47	244,500	284,300	389,200	451,400	
	48	246,300	287,000	390,900	451,700	
	49	248,200	289,500	392,700	452,100	
	50	249,900	292,200	394,200	452,400	
	51	251,700	295,000	395,700	452,700	
	52	253,400	297,700	397,200	453,000	

	53	254,900	300,300	398,800	453,300
	54	256,600	303,100	400,200	453,600
	55	258,300	305,900	401,600	453,900
	56	260,000	308,500	403,000	454,200
	57	261,300	311,000	404,200	454,500
	58	262,800	313,800	405,300	454,800
	59	264,300	316,700	406,500	455,100
	60	265,800	319,500	407,700	455,400
	61	267,400	322,100	408,800	455,700
	62	268,900	324,700	409,900	455,900
	63	270,400	327,400	411,000	456,100
	64	271,800	330,000	412,100	456,300
	65	273,100	332,500	413,200	456,500
	66	274,700	334,900	414,400	456,700
	67	276,300	337,400	415,600	456,900
	68	277,900	339,800	416,800	457,100
	69	279,600	342,300	417,900	457,300
	70	281,100	344,500	419,000	457,500
	71	282,600	346,800	420,100	457,700
	72	284,100	349,000	421,200	457,900
再	73	285,300	351,500	422,100	458,100
任	74	286,600	353,800	423,100	
用	75	287,900	356,200	424,100	
職	76	289,200	358,500	425,100	
員	77	290,600	360,600	426,100	
	78	291,800	362,500	426,900	
	79	293,000	364,400	427,700	
	80	294,200	366,300	428,500	
以	81	295,400	368,200	429,300	
外	82	296,600	370,000	430,000	
の	83	297,800	371,800	430,700	
職	84	299,000	373,600	431,400	
員	85	300,000	375,200	432,100	
	86	301,000	376,900	432,500	
	87	302,000	378,600	432,900	
	88	303,000	380,300	433,300	
	89	303,900	382,100	433,700	
	90	304,800	383,500	434,000	
	91	305,700	384,900	434,300	
	92	306,600	386,300	434,600	
	93	307,100	387,900	435,000	
	94	307,900	389,200	435,300	
	95	308,700	390,500	435,600	
	96	309,500	391,800	435,900	
	97	310,400	393,000	436,200	
	98	311,200	393,800	436,400	
	99	312,000	394,700	436,600	
	100	312,800	395,600	436,800	
	101	313,700	396,800	437,000	
	102	314,200	397,800	437,200	
	103	314,700	398,800	437,400	
	104	315,100	399,800	437,600	
	105	315,300	400,800	437,800	
	106	315,500	401,800	438,000	
	107	315,800	402,700	438,200	
	108	316,000	403,700	438,400	

	109	316,200	404,600	438,600		
	110	316,500	405,600	438,800		
	111	316,700	406,600	439,000		
	112	317,000	407,600	439,200		
	113	317,200	408,200	439,400		
	114	317,500	409,100			
	115	317,800	410,000			
	116	318,100	410,900			
	117	318,300	411,900			
	118	318,600	412,700			
	119	318,900	413,500			
	120	319,100	414,300			
	121	319,300	415,100			
	122	319,500	415,900			
	123	319,700	416,700			
	124	319,900	417,500			
	125	320,100	417,900			
	126		418,300			
	127		418,900			
	128		419,200			
	129		419,700			
	130		420,100			
	131		420,700			
	132		421,100			
	133		421,500			
	134		421,900			
	135		422,300			
	136		422,700			
	137		423,100			
	138		423,500			
	139		423,900			
	140		424,300			
	141		424,800			
	142		425,100			
	143		425,400			
	144		425,700			
	145		426,000			
	146		426,300			
	147		426,600			
	148		426,900			
	149		427,200			
	150		427,400			
	151		427,600			
	152		427,800			
	153		428,000			
	154		428,200			
	155		428,400			
	156		428,600			
	157		428,800			
	158		429,000			
	159		429,200			
	160		429,400			
	161		429,600			
再任用職員以外の職員		234,000	285,200	313,800	341,800	427,000

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	201,700	226,600	280,800	334,300	401,300	445,000	450,800
	2	162,000	203,700	229,100	282,300	336,600	403,700	446,900	452,700
	3	163,800	205,800	231,500	284,000	339,000	406,200	448,700	454,500
	4	165,500	207,800	233,700	285,500	341,200	408,400	450,500	456,300
	5	167,000	209,900	235,900	287,300	343,700	410,600	451,900	457,900
	6	168,900	211,900	238,400	289,100	346,000	412,900	453,700	459,600
	7	170,700	213,900	240,900	291,000	348,500	415,300	455,400	461,400
	8	172,600	215,900	243,300	292,800	350,900	417,600	457,200	463,200
	9	174,300	218,300	245,700	294,900	353,300	419,900	458,700	464,600
	10	176,000	220,700	248,100	296,700	355,600	422,200	460,400	466,300
	11	177,700	223,100	250,500	298,700	358,000	424,600	462,000	468,000
	12	179,400	225,200	252,900	300,500	360,200	426,800	463,700	469,700
	13	181,300	227,400	255,100	302,300	362,700	428,900	465,000	470,800
	14	183,400	229,900	257,100	304,800	365,100	431,100	466,800	472,200
	15	185,500	232,400	259,300	307,200	367,500	433,300	468,600	473,800
	16	187,600	234,900	261,400	309,600	369,800	435,300	470,300	475,600
再	17	189,800	237,100	263,400	311,900	372,100	437,200	471,900	477,100
任	18	192,200	239,500	265,400	314,300	374,400	439,000	473,700	478,800
用	19	194,600	241,900	267,600	316,700	376,900	440,700	475,500	480,500
職	20	197,000	244,200	269,600	319,000	379,200	442,300	477,200	482,300
員	21	199,500	246,400	271,400	321,200	381,600	444,000	478,700	483,900
	22	201,300	248,100	273,000	323,500	383,900	445,500	480,400	485,500
	23	203,100	249,900	274,600	326,000	386,300	447,000	482,100	487,100
	24	204,900	251,500	276,100	328,300	388,600	448,400	483,800	488,700
以	25	206,800	253,100	277,600	330,600	390,900	450,000	485,200	490,100
外	26	208,600	255,000	279,400	333,000	393,300	451,600	486,600	491,500
の	27	210,400	256,900	281,100	335,600	395,700	453,200	488,000	492,900
職	28	212,200	258,700	283,000	338,000	398,100	454,800	489,400	494,300
員	29	214,500	260,200	284,700	340,100	400,200	456,100	490,500	495,600
	30	217,000	261,600	286,600	342,400	402,600	457,800	491,100	496,300
	31	219,500	263,000	288,500	344,900	405,000	459,500	491,600	497,000
	32	221,900	264,500	290,300	347,200	407,300	461,200	492,200	497,700
	33	224,900	265,900	291,800	349,400	409,400	462,600	492,700	498,100
	34	227,300	267,300	294,000	351,600	411,700	464,200	493,300	498,800
	35	229,800	268,700	296,200	353,900	414,000	465,800	493,800	499,500
	36	232,200	270,100	298,300	356,000	416,200	467,000	494,300	500,200
	37	234,500	271,600	300,700	358,300	418,200	468,200	494,700	500,600
	38	236,900	273,000	302,700	360,400	420,400	468,700	495,200	501,300
	39	239,200	274,400	304,700	362,600	422,600	469,100	495,700	502,000
	40	241,500	275,900	306,600	364,700	424,800	469,500	496,200	502,700
	41	243,600	277,100	308,500	366,900	426,500	469,800	496,400	503,200
	42	245,600	278,800	310,400	369,000	428,200	470,200	496,800	503,900
	43	247,600	280,500	312,300	371,200	429,900	470,600	497,300	504,300
	44	249,400	282,100	314,100	373,200	431,600	471,000	497,800	504,600
	45	250,900	283,500	316,200	375,400	433,400	471,500	498,100	504,900
	46	252,500	285,200	318,100	377,500	434,900	471,900	498,600	505,200
	47	254,300	286,900	320,000	379,700	436,400	472,300	499,100	505,500
	48	256,000	288,600	321,800	381,700	438,000	472,700	499,600	505,800
	49	257,700	290,400	323,700	383,700	439,600	473,100	500,000	506,200
	50	259,100	292,100	325,600	385,800	441,000	473,400	500,300	506,500
	51	260,600	293,700	327,400	387,900	442,500	473,700	500,600	506,800
	52	262,100	295,400	329,200	389,900	444,000	474,000	500,900	507,100

	53	263,300	297,100	331,100	392,000	445,600	474,300	501,200	507,400
	54	264,800	298,900	333,000	394,100	446,900	474,600	501,500	507,700
	55	266,200	300,600	334,800	396,200	448,100	474,900	501,800	508,000
	56	267,700	302,400	336,600	398,200	449,400	475,200	502,100	508,300
	57	269,000	303,900	338,400	400,100	450,500	475,500	502,400	508,600
	58	270,500	305,700	340,100	401,900	451,300	475,800	502,700	508,900
	59	272,000	307,500	341,800	403,600	452,000	476,100	503,000	509,200
	60	273,400	309,300	343,500	405,300	452,800	476,400	503,300	509,500
	61	274,500	310,900	345,100	406,800	453,300	476,700	503,600	509,800
	62	276,100	312,700	346,900	407,800	453,700	477,000		
	63	277,800	314,400	348,700	408,900	454,000	477,300		
	64	279,400	316,200	350,500	410,000	454,400	477,600		
	65	280,900	317,800	351,900	411,200	454,700	477,900		
	66	282,600	319,500	353,600	412,200	455,000	478,200		
	67	284,200	321,100	355,300	413,300	455,300	478,500		
	68	285,900	322,800	357,000	414,400	455,600	478,800		
	69	287,500	324,300	358,700	415,700	455,900	479,100		
	70	289,100	325,800	360,300	416,500	456,200	479,400		
	71	290,700	327,200	362,000	417,300	456,500	479,700		
	72	292,300	328,700	363,700	418,100	456,800	480,000		
再	73	293,800	330,000	365,300	418,700	457,100	480,300		
任	74	295,300	331,700	366,900	419,400	457,400			
用	75	296,700	333,400	368,400	420,000	457,700			
職	76	298,200	335,000	370,000	420,700	458,000			
員	77	299,800	336,800	371,500	421,100	458,300			
以	78	301,400	338,500	373,000	421,800	458,600			
外	79	303,000	340,200	374,500	422,500	458,900			
の	80	304,500	341,900	375,900	423,200	459,200			
職	81	305,900	343,600	377,100	423,500	459,500			
員	82	307,400	345,200	378,500	424,000	459,800			
	83	308,900	346,900	379,900	424,500	460,100			
	84	310,400	348,600	381,200	425,100	460,400			
	85	311,600	350,300	382,500	425,600	460,800			
	86	313,100	351,900	383,500	425,900	461,100			
	87	314,500	353,500	384,600	426,200	461,400			
	88	316,000	355,100	385,800	426,500	461,700			
	89	317,600	356,300	386,900	426,800	462,000			
	90	319,000	357,700	388,100	427,100	462,300			
	91	320,400	359,000	389,300	427,400	462,600			
	92	321,800	360,300	390,400	427,700	462,900			
	93	323,300	361,700	391,800	428,000	463,200			
	94	324,700	363,200	392,300	428,300	463,500			
	95	326,200	364,600	392,800	428,600	463,800			
	96	327,700	365,900	393,400	428,900	464,100			
	97	329,200	367,300	394,000	429,100	464,400			
	98	330,700	368,500	394,600	429,500	464,700			
	99	332,200	369,700	395,200	429,900	465,000			
	100	333,700	370,900	395,800	430,300	465,300			
	101	335,000	372,200	396,300	430,600	465,600			
	102	336,300	373,400	396,800	431,000				
	103	337,700	374,500	397,300	431,400				
	104	339,100	375,600	397,800	431,800				
	105	340,700	376,800	398,100	432,200				
	106	342,100	377,400	398,700	432,600				
	107	343,400	378,000	399,300	433,000				
	108	344,700	378,600	399,900	433,400				

	109	345,900	379,300	400,400	433,900				
	110	347,100	379,900	400,900	434,200				
	111	348,300	380,500	401,400	434,500				
	112	349,500	381,100	401,900	434,800				
	113	350,600	381,400	402,400	435,100				
	114	351,700	382,000	402,800	435,300				
	115	352,800	382,600	403,200	435,600				
	116	353,900	383,200	403,500	435,900				
	117	354,900	383,500	403,800	436,200				
	118	355,700	384,100	404,000	436,500				
	119	356,700	384,700	404,200	436,800				
	120	357,700	385,200	404,600	437,100				
	121	358,800	385,400	404,900	437,400				
	122	359,700	385,800	405,300					
	123	360,500	386,300	405,700					
	124	361,300	386,800	406,100					
再	125	362,300	387,100	406,400					
任	126	362,800	387,500	406,800					
用	127	363,200	387,900	407,200					
職	128	363,600	388,300	407,600					
員	129	363,800	388,600	407,900					
以	130	364,000	388,800	408,300					
外	131	364,400	389,100	408,700					
の	132	364,800	389,400	409,100					
職	133	365,200	389,600	409,400					
員	134	365,500	389,800	409,800					
	135	365,800	390,100	410,200					
	136	366,100	390,400	410,500					
	137	366,400	390,600	410,800					
	138	366,800	390,900	411,200					
	139	367,200	391,300	411,600					
	140	367,500	391,700	412,000					
	141	368,000	391,900	412,300					
	142	368,200	392,200	412,700					
	143	368,600	392,600	413,100					
	144	368,800	393,000	413,500					
	145	369,000	393,200	413,800					
	146	369,200							
	147	369,500							
	148	369,800							
	149	370,000							
	150	370,400							
	151	370,800							
	152	371,200							
	153	371,400							
再任用職員以外 の職員		259,500	260,900	265,400	302,800	320,300	360,800	397,900	431,900

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	748,000
2	806,000
3	866,000
4	948,000
5	1,022,000
6	1,096,000
7	1,173,000
8	1,244,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	412,000
2	477,000
3	543,000
4	628,000
5	732,000
6	836,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	342,000
2	381,000
3	410,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	387,000
2	441,000
3	496,000
4	562,000
5	641,000
6	749,000
7	877,000

別記第4

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	228,400	261,600	348,600	388,200	444,400	515,400	574,300
	2	138,700	230,600	263,400	350,900	390,700	446,700		
	3	139,900	232,600	265,200	353,100	393,400	448,800		
	4	141,000	234,500	267,100	355,500	395,900	451,000		
	5	142,100	236,300	269,100	357,800	398,600	452,700		
	6	143,200	238,200	271,300	360,100	401,300	454,500		
	7	144,300	240,000	273,400	362,300	404,100	456,400		
	8	145,400	241,800	275,600	364,600	406,800	458,400		
	9	146,500	243,700	277,900	366,900	409,400	460,300		
	10	147,900	245,600	280,100	369,100	411,800	462,000		
	11	149,200	247,500	282,200	371,200	414,100	463,500		
	12	150,500	249,400	284,400	373,400	416,400	465,300		
	13	151,800	251,000	286,600	375,600	418,500	466,700		
	14	153,300	252,900	288,700	377,800	420,500	468,200		
	15	154,800	254,600	290,800	379,900	422,400	469,600		
	16	156,400	256,400	292,900	382,100	424,400	471,100		
再	17	157,700	258,100	295,200	384,400	426,300	472,400		
任	18	159,200	260,100	297,400	386,600	428,200	473,700		
用	19	160,700	262,000	299,500	388,700	430,000	474,900		
職	20	162,200	264,000	301,700	390,900	431,900	475,900		
員	21	163,600	265,900	303,900	392,900	433,800	476,700		
以	22	166,300	267,800	306,100	394,700	435,400	477,200		
外	23	168,900	269,600	308,200	396,300	436,900	477,600		
の	24	171,500	271,500	310,400	398,000	438,500	478,000		
職	25	174,200	273,400	312,700	399,700	440,100	478,200		
員	26	175,900	275,300	314,800	401,200	441,400	478,600		
	27	177,600	277,100	316,900	402,800	442,700	479,000		
	28	179,300	279,000	319,000	404,400	444,000	479,500		
	29	180,800	280,800	321,200	405,900	445,100	480,100		
	30	182,600	282,700	323,300	407,100	446,400	480,500		
	31	184,400	284,500	325,400	408,300	447,600	480,900		
	32	186,200	286,400	327,500	409,500	448,900	481,300		
	33	187,900	288,200	329,500	410,600	449,900	481,800		
	34	189,700	290,100	331,700	411,800	450,700	482,100		
	35	191,500	291,900	333,700	413,000	451,300	482,500		
	36	193,300	293,800	335,800	414,200	451,800	482,900		
	37	194,900	295,400	337,700	415,100	452,200	483,200		
	38	196,600	297,200	339,800	415,800	452,700	483,600		
	39	198,300	299,000	341,900	416,500	453,000	484,000		
	40	199,800	300,800	344,000	417,200	453,400	484,400		
	41	204,500	302,600	345,900	417,900	453,700	484,700		
	42	206,400	304,300	347,900	418,600	454,000	485,000		
	43	208,500	305,900	349,900	419,200	454,300	485,300		
	44	210,400	307,600	351,900	419,600	454,600	485,500		
	45	212,200	309,300	353,800	420,100	454,800	485,700		
	46	213,900	311,000	355,700	420,400	455,000			
	47	215,900	312,700	357,600	420,600	455,200			
	48	217,900	314,400	359,500	420,800	455,400			
	49	220,100	315,700	361,200	421,000	455,600			
	50	222,300	317,300	362,700	421,200	455,800			
	51	224,400	318,900	364,200	421,400	456,000			
	52	226,400	320,500	365,700	421,600	456,200			

	53	228,200	322,100	367,100	421,800	456,400
	54	230,100	323,700	368,200	422,000	456,600
	55	231,900	325,300	369,300	422,200	456,800
	56	233,800	326,900	370,400	422,400	457,000
	57	235,500	328,300	371,300	422,600	457,200
	58	237,300	329,500	372,400	422,800	
	59	239,000	330,700	373,500	423,000	
	60	240,800	331,800	374,600	423,200	
	61	242,200	332,500	375,400	423,400	
	62	243,700	333,400	376,100	423,600	
	63	245,100	334,300	376,700	423,800	
	64	246,600	335,100	377,400	424,000	
	65	248,000	335,700	377,700	424,200	
	66	249,500	336,400	378,400	424,400	
	67	251,000	337,200	379,100	424,600	
	68	252,600	338,000	379,800	424,800	
	69	253,800	338,700	380,100	425,000	
	70	255,400	339,400	380,800	425,200	
	71	257,000	340,100	381,500	425,400	
	72	258,600	340,800	382,200	425,600	
再	73	259,800	341,100	382,800	425,800	
任	74	261,200	341,700	383,500		
用	75	262,600	342,300	384,200		
職	76	264,000	342,900	384,900		
員	77	265,200	343,200	385,100		
	78	266,600	343,700	385,500		
	79	268,000	344,200	385,800		
	80	269,400	344,700	386,100		
以	81	270,600	345,100	386,400		
外	82	271,900	345,600	386,700		
の	83	273,200	346,000	387,000		
職	84	274,500	346,500	387,300		
員	85	275,500	346,700	387,700		
	86	276,800	347,200	388,000		
	87	278,100	347,600	388,400		
	88	279,400	348,100	388,800		
	89	280,500	348,400	389,000		
	90	281,600	348,900	389,200		
	91	282,700	349,400	389,400		
	92	283,800	349,900	389,600		
	93	284,900	350,100	389,800		
	94	285,900	350,400	390,000		
	95	286,900	350,900	390,200		
	96	287,900	351,400	390,400		
	97	288,700	351,600	390,600		
	98	289,600	352,000	390,800		
	99	290,500	352,400	391,000		
	100	291,400	352,600	391,200		
	101	292,300	352,800	391,400		
	102	293,100	353,000			
	103	293,900	353,200			
	104	294,700	353,400			
	105	295,300	353,700			
	106	295,800	353,900			
	107	296,300	354,100			
	108	296,600	354,300			

	109	296,800	354,500						
	110	297,100	354,700						
	111	297,400	354,900						
	112	297,600	355,100						
	113	297,800	355,300						
	114	298,200							
	115	298,600							
	116	299,000							
	117	299,200							
	118	299,500							
	119	299,800							
	120	300,100							
	121	300,400							
	122	300,800							
	123	301,200							
	124	301,400							
	125	301,600							
再	126	302,000							
任	127	302,200							
用	128	302,400							
職	129	302,600							
員	130	302,800							
以	131	303,000							
外	132	303,200							
の	133	303,400							
職	134	303,600							
員	135	303,800							
	136	304,000							
	137	304,200							
	138	304,400							
	139	304,600							
	140	304,800							
	141	305,000							
	142	305,200							
	143	305,400							
	144	305,600							
	145	305,800							
	146	306,000							
	147	306,200							
	148	306,400							
	149	306,600							
	150	306,800							
	151	307,000							
	152	307,200							
	153	307,400							
	154	307,600							
	155	307,800							
	156	308,000							
	157	308,200							
再任用職員		217,700	239,200	262,200	298,000	367,800	384,700	401,700	455,500

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,700	282,300	342,100	404,900
	2	138,800	285,300	344,400	408,000
	3	140,000	288,200	346,700	411,100
	4	141,100	291,200	348,900	414,200
	5	142,200	293,900	351,000	417,000
	6	143,500	296,800	353,300	419,900
	7	144,800	299,700	355,600	422,800
	8	146,100	302,500	357,800	425,700
	9	147,200	305,200	360,000	428,400
	10	148,900	308,200	362,100	431,200
	11	150,500	311,200	364,200	434,100
	12	152,100	314,200	366,400	437,000
	13	153,600	316,900	368,600	440,000
	14	155,500	319,800	370,600	442,900
	15	157,400	322,700	372,600	445,800
	16	159,400	325,500	374,600	448,700
再	17	161,200	328,100	376,600	451,700
任	18	163,400	330,500	378,800	454,600
用	19	165,600	332,900	381,000	457,500
職	20	167,700	335,200	383,100	460,300
員	21	169,900	337,700	385,100	463,300
以	22	172,300	340,000	387,300	466,000
外	23	174,600	342,300	389,500	468,700
の	24	176,900	344,500	391,700	471,400
職	25	179,000	346,800	393,700	474,200
員	26	181,100	348,700	395,700	476,800
	27	183,200	350,700	397,600	479,300
	28	185,300	352,600	399,600	481,900
	29	197,000	354,700	401,500	484,400
	30	199,300	356,400	403,500	486,800
	31	201,600	358,100	405,500	489,200
	32	203,900	359,800	407,500	491,700
	33	206,100	361,400	409,400	494,000
	34	208,700	363,100	411,200	496,400
	35	211,300	364,800	413,000	498,800
	36	213,900	366,400	414,800	501,200
	37	216,400	367,900	416,700	503,800
	38	219,300	369,400	418,300	506,100
	39	222,200	370,900	419,900	508,300
	40	224,900	372,400	421,500	510,600
	41	227,600	373,800	423,100	513,100
	42	230,800	375,200	424,700	515,000
	43	234,000	376,700	426,300	516,700
	44	237,100	378,100	427,900	518,600
	45	240,000	379,600	429,500	520,300
	46	242,700	381,200	431,100	521,600
	47	245,500	382,800	432,700	522,800
	48	248,200	384,300	434,300	524,000
	49	251,100	385,500	435,500	525,300
	50	253,900	386,900	437,000	526,500
	51	256,800	388,400	438,500	527,500
	52	259,700	389,800	440,000	528,700

	53	262,800	391,000	441,500	529,700
	54	265,200	392,100	442,900	530,400
	55	267,600	393,300	444,300	531,100
	56	270,000	394,400	445,700	531,800
	57	272,100	395,400	446,800	532,400
	58	274,600	396,300	448,000	533,000
	59	277,000	397,200	449,100	533,600
	60	279,500	398,100	450,200	534,200
	61	281,500	398,700	451,100	535,000
	62	283,400	399,500	451,700	535,600
	63	285,200	400,300	452,300	536,200
	64	287,100	401,100	452,900	536,800
	65	288,700	401,700	453,300	537,600
	66	290,000	402,500	453,800	538,300
	67	291,200	403,300	454,200	539,000
	68	292,500	404,100	454,700	539,800
	69	293,400	404,800	454,900	540,700
	70	294,700	405,500	455,300	541,400
	71	296,000	406,200	455,700	542,100
	72	297,300	406,900	456,100	542,800
再	73	298,600	407,400	456,300	543,600
任	74	299,900	408,000	456,500	
用	75	301,200	408,600	456,800	
職	76	302,500	409,200	457,100	
員	77	303,600	409,900	457,300	
	78	304,900	410,100	457,600	
	79	306,100	410,300	458,000	
	80	307,400	410,600	458,400	
以	81	308,400	410,800	458,600	
外	82	309,600	411,100		
の	83	310,700	411,400		
職	84	311,900	411,800		
員	85	312,900	412,100		
	86	314,000	412,300		
	87	315,000	412,500		
	88	316,100	412,700		
	89	317,200	412,900		
	90	318,300	413,200		
	91	319,300	413,500		
	92	320,300	413,700		
	93	321,400	414,000		
	94	322,500	414,300		
	95	323,500	414,600		
	96	324,600	414,900		
	97	325,500	415,100		
	98	326,600	415,400		
	99	327,700	415,700		
	100	328,800	416,000		
	101	329,800	416,200		
	102	330,800			
	103	331,800			
	104	332,800			
	105	333,800			
	106	334,600			
	107	335,400			
	108	336,100			

	109	336,800			
	110	337,200			
	111	337,600			
	112	338,000			
	113	338,200			
	114	338,600			
	115	339,200			
	116	339,800			
	117	340,100			
	118	340,500			
	119	340,900			
再	120	341,400			
任	121	341,900			
用	122	342,400			
職	123	342,900			
員	124	343,400			
以	125	343,800			
外	126	344,300			
の	127	344,700			
職	128	345,200			
員	129	345,800			
	130	346,300			
	131	346,800			
	132	347,300			
	133	347,600			
	134	348,100			
	135	348,500			
	136	349,000			
	137	349,400			
	138	349,900			
	139	350,400			
	140	350,900			
	141	351,500			
	142	351,900			
	143	352,300			
	144	352,600			
	145	353,100			
再任用職員		265,600	291,700	335,600	396,400

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	248,400	287,600	338,300	387,100
	2	143,800	250,000	289,900	340,600	389,900
	3	145,200	251,600	292,200	342,900	392,600
	4	146,600	253,200	294,500	345,200	395,300
	5	147,800	254,600	296,700	347,500	397,900
	6	149,600	256,100	299,000	349,900	400,600
	7	151,300	257,600	301,300	352,300	403,300
	8	153,000	259,100	303,600	354,600	406,000
	9	154,700	260,500	305,700	356,700	408,600
	10	156,400	262,100	308,000	359,000	411,000
	11	158,100	263,600	310,300	361,300	413,400
	12	159,900	265,100	312,600	363,600	415,700
	13	161,400	266,400	315,100	365,600	417,600
	14	163,300	268,300	317,300	367,900	419,700
	15	165,300	270,200	319,500	370,200	421,700
	16	167,200	272,100	321,700	372,400	423,800
再	17	169,100	273,800	323,900	374,400	425,600
任	18	171,000	275,700	326,000	376,900	427,700
用	19	172,900	277,700	328,100	379,300	429,700
職	20	174,800	279,600	330,300	381,600	431,800
員	21	176,700	281,200	332,600	383,800	433,600
	22	178,200	283,100	334,600	386,100	435,200
	23	179,700	285,000	336,500	388,300	436,700
	24	181,200	286,900	338,500	390,500	438,300
以	25	186,600	288,800	340,700	392,300	439,900
外	26	188,200	290,700	342,700	394,200	441,200
の	27	189,800	292,600	344,600	395,900	442,500
職	28	191,400	294,500	346,600	397,600	443,800
員	29	193,000	296,300	348,500	399,300	445,000
	30	195,000	298,200	350,400	400,900	446,100
	31	197,000	300,100	352,200	402,600	447,100
	32	199,000	302,000	354,100	404,300	448,100
	33	200,900	303,700	355,900	405,800	449,100
	34	202,900	305,500	357,800	407,100	450,100
	35	204,900	307,300	359,600	408,400	451,100
	36	206,800	309,100	361,500	409,700	451,900
	37	208,700	310,700	363,400	410,600	452,600
	38	210,500	312,400	365,100	411,800	453,000
	39	212,400	314,100	366,800	413,000	453,400
	40	214,200	315,800	368,500	414,200	453,700
	41	215,900	317,300	369,700	415,100	453,900
	42	217,400	319,000	370,900	415,900	454,100
	43	219,100	320,700	372,100	416,700	454,300
	44	220,700	322,400	373,300	417,500	454,500
	45	222,500	323,600	374,400	418,000	454,700
	46	224,300	325,200	375,500	418,600	454,900
	47	226,000	326,800	376,600	419,200	455,100
	48	227,800	328,400	377,700	419,700	455,300
	49	229,600	329,900	378,800	419,900	455,500
	50	231,300	331,200	379,800	420,100	455,700
	51	232,900	332,500	380,800	420,300	455,900
	52	234,600	333,800	381,800	420,600	456,100

	53	236,400	334,800	382,500	420,800	456,300
	54	238,000	335,900	383,400	421,100	
	55	239,500	337,000	384,300	421,300	
	56	241,100	338,000	385,200	421,500	
	57	242,500	338,600	385,700	421,700	
	58	244,100	339,500	386,500	421,900	
	59	245,600	340,400	387,300	422,100	
	60	247,200	341,200	388,100	422,300	
	61	248,600	341,700	388,600	422,500	
	62	250,100	342,300	389,300	422,700	
	63	251,600	343,000	390,000	422,900	
	64	253,100	343,700	390,700	423,200	
	65	254,400	344,200	391,300	423,400	
	66	256,000	344,900	392,000	423,700	
	67	257,600	345,600	392,700	423,900	
	68	259,200	346,300	393,200	424,100	
	69	260,700	346,800	393,400	424,300	
	70	262,100	347,400	393,800	424,500	
	71	263,500	348,000	394,100	424,700	
	72	264,900	348,600	394,400	424,900	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	266,100	348,900	394,800	425,100	
	74	267,500	349,500	395,200		
	75	268,900	350,100	395,500		
	76	270,300	350,700	395,800		
	77	271,400	350,900	396,100		
	78	272,700	351,400	396,500		
	79	274,000	351,900	397,000		
	80	275,300	352,400	397,400		
	81	276,200	352,600	397,600		
	82	277,500	353,000	397,900		
	83	278,800	353,400	398,200		
	84	280,100	353,800	398,500		
	85	281,100	354,000	398,800		
	86	282,200	354,400	399,100		
	87	283,300	354,800	399,400		
	88	284,400	355,200	399,700		
	89	285,500	355,700	400,000		
	90	286,600	356,100	400,300		
	91	287,700	356,500	400,600		
	92	288,800	356,800	400,900		
	93	289,700	357,000	401,200		
	94	290,500	357,300	401,400		
	95	291,300	357,600	401,600		
	96	292,100	357,800	401,800		
	97	292,800	358,000	402,000		
	98	293,400	358,200			
	99	294,000	358,400			
	100	294,600	358,600			
	101	295,100	358,800			
	102	295,600	359,000			
	103	296,100	359,200			
	104	296,500	359,400			
	105	296,700	359,600			
	106	296,900				
	107	297,100				
	108	297,300				

	109	297,600				
	110	297,800				
	111	298,000				
	112	298,200				
	113	298,400				
	114	298,600				
	115	298,800				
	116	299,000				
	117	299,200				
	118	299,400				
	119	299,600				
	120	299,800				
	121	300,000				
	122	300,200				
	123	300,400				
	124	300,600				
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	125	300,800				
	126	301,000				
	127	301,200				
	128	301,400				
	129	301,600				
	130	301,800				
	131	302,000				
	132	302,200				
	133	302,400				
	134	302,600				
	135	302,800				
	136	303,000				
	137	303,200				
	138	303,400				
	139	303,600				
	140	303,800				
	141	304,000				
	142	304,200				
	143	304,400				
	144	304,600				
	145	304,800				
	146	305,000				
	147	305,200				
	148	305,400				
	149	305,600				
	150	305,800				
	151	306,000				
	152	306,200				
	153	306,400				
	154	306,600				
	155	306,800				
	156	307,000				
	157	307,200				
再任用 職員		217,900	250,000	263,800	332,600	376,100

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,600	234,700	261,400	293,800	342,100
	2	157,000	236,700	262,700	295,900	344,400
	3	158,500	238,800	264,000	298,000	346,700
	4	159,900	240,700	265,300	300,000	349,000
	5	161,300	242,700	266,700	301,800	351,100
	6	162,800	244,100	268,100	303,700	353,400
	7	164,300	245,600	269,500	305,700	355,700
	8	165,800	246,900	271,000	307,700	358,000
	9	167,100	248,300	272,300	309,800	360,200
	10	168,800	249,900	273,800	311,800	362,200
	11	170,400	251,400	275,300	313,800	364,200
	12	172,000	253,000	277,000	315,800	366,200
	13	173,500	254,300	278,700	317,600	368,300
	14	175,500	255,600	280,400	319,500	370,400
	15	177,500	256,900	282,100	321,400	372,500
	16	179,500	258,200	283,800	323,300	374,600
再	17	191,200	259,400	285,400	325,300	376,800
任	18	193,600	260,600	287,000	327,100	378,800
用	19	195,900	261,800	288,600	328,800	380,700
職	20	198,200	263,000	290,200	330,600	382,800
員	21	200,600	264,100	291,900	332,300	384,800
以	22	202,000	265,500	293,500	334,000	386,900
外	23	203,400	266,800	295,200	335,700	388,800
の	24	204,800	268,200	296,800	337,500	390,900
職	25	206,200	269,700	298,300	339,300	392,800
員	26	207,700	271,300	300,200	341,100	394,700
	27	209,200	272,900	302,100	342,800	396,400
	28	210,700	274,500	304,000	344,500	398,300
	29	212,300	276,000	305,700	346,100	400,100
	30	214,100	277,600	307,500	347,800	402,000
	31	215,900	279,200	309,300	349,500	403,900
	32	217,700	280,800	311,000	351,300	405,800
	33	219,500	282,300	312,500	353,100	407,500
	34	221,600	283,800	314,200	355,000	409,300
	35	223,700	285,300	315,800	356,800	411,100
	36	225,800	286,800	317,400	358,600	412,900
	37	227,700	288,200	319,100	360,500	414,600
	38	229,600	289,700	320,700	362,200	416,400
	39	231,600	291,100	322,300	363,900	418,200
	40	233,500	292,600	323,900	365,600	420,000
	41	235,600	294,100	325,400	367,100	421,600
	42	237,000	295,600	326,900	368,600	423,200
	43	238,400	297,200	328,400	370,100	424,800
	44	239,800	298,800	329,900	371,700	426,400
	45	241,400	300,200	331,100	373,300	427,500
	46	243,000	301,700	332,600	374,600	428,700
	47	244,400	303,100	334,100	376,000	429,900
	48	245,900	304,500	335,600	377,400	431,100
	49	247,400	305,700	336,900	378,800	432,300
	50	248,700	307,100	338,300	380,200	433,500
	51	249,900	308,500	339,700	381,500	434,700
	52	251,100	309,900	341,100	382,800	435,900

	53	252,400	311,300	342,600	384,200	436,900
	54	253,600	312,700	344,000	385,400	437,900
	55	254,700	314,000	345,400	386,600	438,900
	56	255,900	315,300	346,800	387,800	439,800
	57	256,900	316,600	347,700	388,900	440,600
	58	258,300	318,000	349,000	389,900	441,300
	59	259,700	319,400	350,200	390,900	442,000
	60	261,100	320,800	351,400	391,900	442,600
	61	262,500	322,000	352,400	392,700	443,100
	62	264,000	323,200	353,600	393,500	443,600
	63	265,400	324,500	354,800	394,200	444,100
	64	266,800	325,800	356,000	394,700	444,500
	65	268,200	327,100	357,200	395,100	444,800
	66	269,800	328,400	358,400	395,400	445,200
	67	271,400	329,700	359,600	395,800	445,600
	68	273,000	330,900	360,800	396,200	445,900
	69	274,400	331,800	361,600	396,500	446,200
	70	276,000	332,900	362,700	396,800	
	71	277,600	333,900	363,800	397,200	
	72	279,100	334,900	364,900	397,600	
再	73	280,600	335,900	365,700	397,900	
任	74	282,100	337,000	366,800	398,200	
用	75	283,600	338,100	367,900	398,500	
職	76	285,100	339,300	369,000	398,800	
員	77	286,600	340,300	369,900	399,000	
	78	288,100	341,500	370,700	399,200	
	79	289,500	342,700	371,500	399,400	
	80	291,000	343,900	372,300	399,600	
以	81	292,300	345,000	373,100	399,800	
外	82	293,700	346,100	373,600	400,000	
の	83	295,100	347,200	374,100	400,200	
職	84	296,600	348,300	374,600	400,400	
員	85	297,900	349,300	375,000	400,600	
	86	299,300	350,300	375,400	400,800	
	87	300,700	351,300	375,800	401,000	
	88	302,100	352,300	376,200	401,200	
	89	303,600	353,100	376,600	401,400	
	90	304,900	353,900	376,900	401,600	
	91	306,200	354,700	377,200	401,800	
	92	307,500	355,500	377,500	402,000	
	93	308,500	356,200	377,700	402,200	
	94	309,800	356,800	378,000	402,400	
	95	311,100	357,400	378,200	402,600	
	96	312,400	358,000	378,400	402,800	
	97	313,400	358,400	378,600	403,000	
	98	314,600	358,900	378,800		
	99	315,800	359,300	379,000		
	100	317,000	359,800	379,200		
	101	318,200	360,300	379,400		
	102	319,400	360,700	379,600		
	103	320,600	361,100	379,800		
	104	321,700	361,500	380,000		
	105	322,500	362,000	380,200		
	106	323,200	362,400	380,400		
	107	323,800	362,800	380,600		
	108	324,500	363,200	380,800		

	109	325,000	363,500	381,000		
	110	325,700	363,900	381,200		
	111	326,400	364,300	381,400		
	112	327,000	364,700	381,600		
	113	327,400	365,000	381,800		
	114	327,900	365,300			
	115	328,400	365,600			
	116	328,900	365,900			
	117	329,400	366,200			
	118	329,900	366,500			
	119	330,400	366,800			
	120	330,900	367,100			
	121	331,300	367,500			
	122	331,700	367,800			
	123	332,000	368,000			
	124	332,300	368,200			
	125	332,500	368,400			
	126	332,800				
	127	333,100				
	128	333,400				
	129	333,800				
再	130	334,100				
任	131	334,400				
用	132	334,700				
職	133	334,900				
員	134	335,200				
以	135	335,500				
外	136	335,800				
の	137	336,000				
職	138	336,300				
員	139	336,600				
	140	336,900				
	141	337,100				
	142	337,400				
	143	337,700				
	144	338,000				
	145	338,300				
	146	338,600				
	147	338,900				
	148	339,200				
	149	339,500				
	150	339,700				
	151	339,900				
	152	340,100				
	153	340,300				
	154	340,500				
	155	340,700				
	156	340,900				
	157	341,100				
	158	341,300				
	159	341,500				
	160	341,700				
	161	341,900				
	162	342,100				
	163	342,300				
	164	342,500				
	165	342,700				
再任用職員		263,000	269,900	280,500	297,400	335,400

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	184,000	272,300	409,200	481,700
	2	152,400	186,800	275,100	411,000	483,200
	3	153,900	189,500	277,800	412,600	484,700
	4	155,400	192,200	280,700	414,100	486,200
	5	157,100	195,100	283,400	415,600	487,700
	6	159,000	196,800	286,200	417,100	488,500
	7	160,800	198,400	289,000	418,600	489,300
	8	162,600	200,100	291,800	420,100	490,100
	9	164,400	201,900	294,300	421,500	491,000
	10	166,500	203,600	297,100	423,000	491,800
	11	168,500	205,300	299,900	424,500	492,600
	12	170,500	207,000	302,700	426,000	493,400
	13	172,500	208,900	305,300	427,400	494,000
	14	174,700	211,100	308,300	429,000	494,800
	15	176,900	213,400	311,100	430,600	495,600
	16	179,100	215,600	313,900	432,200	496,400
再	17	181,400	217,600	316,700	433,800	497,300
任	18	184,000	220,100	319,500	435,400	498,100
用	19	186,500	222,500	322,300	437,000	498,700
職	20	189,000	224,900	325,100	438,600	499,300
員	21	191,500	227,200	327,900	440,200	499,900
	22	193,200	230,100	330,400	441,800	500,500
	23	194,900	233,200	332,900	443,400	501,100
	24	196,600	236,100	335,400	445,000	501,700
以	25	198,100	239,200	337,800	446,500	502,300
外	26	199,800	242,100	340,200	447,800	502,900
の	27	201,500	245,000	342,600	449,100	503,500
職	28	203,200	247,800	344,900	450,400	504,100
員	29	204,700	250,600	347,200	451,800	504,700
	30	206,700	253,300	349,500	453,000	
	31	208,700	256,300	351,800	454,100	
	32	210,700	259,200	354,100	455,300	
	33	212,600	262,200	356,300	456,600	
	34	214,800	264,900	358,600	457,800	
	35	217,000	267,600	360,900	459,300	
	36	219,300	270,200	363,200	460,800	
	37	221,300	272,900	365,400	462,200	
	38	223,400	275,600	367,700	463,700	
	39	225,600	278,300	370,000	465,200	
	40	227,600	281,000	372,200	466,700	
	41	229,700	283,400	374,400	468,100	
	42	231,400	286,100	376,700	469,000	
	43	233,200	288,800	378,900	469,900	
	44	234,900	291,500	381,100	470,800	
	45	236,700	294,000	383,100	471,400	
	46	238,400	296,800	385,300	472,300	
	47	240,200	299,500	387,400	473,200	
	48	242,000	302,100	389,600	473,900	
	49	244,000	304,400	391,600	474,400	
	50	245,700	307,200	393,700	474,900	
	51	247,300	310,000	395,700	475,400	
	52	249,000	312,700	397,700	475,900	

	53	250,500	315,300	399,700	476,300
	54	252,200	317,900	401,600	476,900
	55	253,800	320,500	403,400	477,300
	56	255,500	323,100	405,200	477,700
	57	256,700	325,500	406,800	478,000
	58	258,300	327,900	408,200	478,400
	59	259,900	330,300	409,500	478,800
	60	261,500	332,700	410,800	479,200
	61	263,000	335,000	412,200	479,600
	62	264,600	337,300	413,500	
	63	266,200	339,600	414,900	
	64	267,700	341,900	416,300	
	65	269,100	344,100	417,700	
	66	270,800	346,400	419,100	
	67	272,500	348,700	420,500	
	68	274,200	351,000	421,900	
	69	275,600	353,200	423,300	
	70	277,100	355,600	424,700	
	71	278,600	357,900	426,100	
	72	280,100	360,200	427,500	
再	73	281,300	362,300	428,700	
任	74	282,700	364,600	430,100	
用	75	284,100	366,800	431,500	
職	76	285,500	369,000	432,900	
員	77	286,700	370,900	434,100	
	78	287,900	373,100	435,200	
	79	289,100	375,200	436,400	
	80	290,300	377,400	437,600	
以	81	291,400	379,500	438,600	
外	82	292,600	381,500	439,300	
の	83	293,800	383,400	440,000	
職	84	295,000	385,200	440,700	
員	85	296,200	387,200	441,300	
	86	297,400	388,900	442,000	
	87	298,600	390,500	442,700	
	88	299,800	392,100	443,500	
	89	300,800	393,400	444,000	
	90	302,000	394,800	444,600	
	91	303,200	396,100	445,200	
	92	304,400	397,400	445,800	
	93	305,000	398,800	446,300	
	94	306,200	400,000	446,500	
	95	307,400	401,300	446,700	
	96	308,600	402,600	446,900	
	97	309,600	404,100	447,100	
	98	310,700	405,400	447,300	
	99	311,800	406,700	447,500	
	100	312,900	408,000	447,700	
	101	313,600	409,200	447,900	
	102	314,700	410,300	448,100	
	103	315,800	411,400	448,300	
	104	316,800	412,500	448,500	
	105	317,500	413,400	448,700	
	106	318,300	414,500	448,900	
	107	319,100	415,600	449,100	
	108	319,900	416,700	449,300	

	109	320,400	417,500	449,500	
	110	320,900	418,300		
	111	321,500	419,200		
	112	322,100	420,100		
	113	322,700	420,800		
	114	323,200	421,300		
	115	323,700	421,700		
	116	324,200	422,000		
	117	324,600	422,200		
	118	325,100	422,600		
	119	325,600	423,000		
	120	326,100	423,400		
	121	326,600	423,800		
	122	327,100	424,000		
	123	327,500	424,200		
	124	327,900	424,500		
	125	328,400	424,800		
	126	328,800	425,000		
	127	329,200	425,200		
	128	329,500	425,400		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	329,700	425,600		
	130	329,900	425,800		
	131	330,100	426,000		
	132	330,300	426,200		
	133	330,500	426,400		
	134	330,700	426,600		
	135	330,900	426,800		
	136	331,100	427,000		
	137	331,300	427,200		
	138	331,500	427,400		
	139	331,700	427,600		
	140	331,900	427,800		
	141	332,100	428,000		
	142	332,300	428,200		
	143	332,500	428,400		
	144	332,700	428,600		
	145	332,900	428,800		
	146	333,100	429,000		
	147	333,300	429,200		
	148	333,500	429,400		
	149	333,700	429,600		
	150	333,900			
	151	334,100			
	152	334,300			
	153	334,500			
	154	334,700			
	155	334,900			
	156	335,100			
157	335,300				
158	335,500				
159	335,700				
160	335,900				
161	336,100				
162	336,300				
163	336,500				
164	336,700				

	165	336,900				
	166	337,100				
	167	337,300				
	168	337,500				
	169	337,700				
再任用 職員		238,000	282,100	312,000	341,000	428,400

備考

- 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級**165**号給から**169**号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に**7,700**円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	272,300	389,800	446,900
	2	152,400	168,800	275,100	391,600	447,900
	3	153,900	170,900	277,800	393,400	448,900
	4	155,400	173,100	280,700	395,100	450,100
	5	157,100	175,100	283,400	396,700	451,100
	6	159,000	177,300	286,200	398,500	452,000
	7	160,800	179,500	289,000	400,300	452,800
	8	162,600	181,700	291,800	402,200	453,700
	9	164,400	184,000	294,300	404,000	454,800
	10	166,500	186,800	297,100	405,700	455,600
	11	168,500	189,500	299,900	407,400	456,400
	12	170,500	192,200	302,700	409,000	457,400
	13	172,500	195,100	305,300	410,400	458,200
	14	174,700	196,800	308,300	411,700	458,900
	15	176,900	198,400	311,100	412,900	459,600
	16	179,100	200,100	313,900	414,100	460,200
再	17	181,400	201,900	316,700	415,700	460,700
任	18	184,000	203,600	319,500	416,900	461,400
用	19	186,500	205,300	322,300	418,200	462,100
職	20	189,000	207,000	325,100	419,500	462,800
員	21	191,500	208,900	327,900	420,500	463,300
	22	193,200	211,200	330,400	421,900	464,000
	23	194,900	213,500	332,900	423,300	464,700
	24	196,600	215,700	335,400	424,700	465,400
以	25	198,100	217,600	337,800	425,700	466,000
外	26	199,700	220,000	340,200	426,900	466,700
の	27	201,300	222,500	342,600	428,100	467,400
職	28	202,900	224,900	344,900	429,300	468,100
員	29	204,600	227,200	347,200	430,100	468,600
	30	206,700	230,100	349,400	431,300	469,300
	31	208,800	233,200	351,600	432,500	470,000
	32	210,800	236,100	353,800	433,700	470,700
	33	212,500	239,300	355,900	434,600	471,300
	34	214,600	242,100	357,900	435,200	472,000
	35	216,700	245,000	359,800	435,800	472,700
	36	218,800	247,800	361,800	436,400	473,400
	37	220,800	250,600	364,000	437,100	473,900
	38	222,900	253,300	365,800	437,700	
	39	224,900	256,300	367,500	438,300	
	40	226,700	259,200	369,300	438,900	
	41	228,700	262,200	371,100	439,300	
	42	230,400	264,800	372,800	439,800	
	43	232,200	267,500	374,400	440,300	
	44	233,900	270,200	376,100	440,800	
	45	235,700	272,900	377,700	441,200	
	46	237,500	275,600	379,400	441,500	
	47	239,300	278,300	381,000	441,800	
	48	241,100	281,000	382,700	442,100	
	49	243,000	283,400	384,400	442,500	
	50	244,700	286,100	385,900	442,800	
	51	246,400	288,800	387,300	443,100	
	52	248,100	291,500	388,800	443,400	

	53	249,500	294,000	390,400	443,600
	54	251,200	296,800	391,800	443,900
	55	252,800	299,500	393,100	444,200
	56	254,500	302,100	394,500	444,500
	57	255,800	304,400	395,700	444,800
	58	257,300	307,200	396,800	445,100
	59	258,700	310,000	398,000	445,400
	60	260,200	312,800	399,200	445,700
	61	261,700	315,300	400,200	446,000
	62	263,200	317,900	401,300	446,200
	63	264,700	320,500	402,400	446,400
	64	266,100	323,100	403,500	446,600
	65	267,300	325,500	404,500	446,800
	66	268,900	327,900	405,700	447,000
	67	270,500	330,300	406,900	447,200
	68	272,100	332,700	408,100	447,400
	69	273,700	335,100	409,100	447,600
	70	275,200	337,300	410,200	447,800
	71	276,700	339,500	411,300	448,000
	72	278,200	341,700	412,400	448,200
再	73	279,300	344,100	413,200	448,400
任	74	280,600	346,400	414,200	
用	75	281,900	348,700	415,200	
職	76	283,200	351,000	416,200	
員	77	284,500	353,000	417,100	
	78	285,700	354,900	417,900	
	79	286,900	356,700	418,700	
	80	288,100	358,600	419,500	
以	81	289,200	360,400	420,200	
外	82	290,400	362,200	420,900	
の	83	291,600	363,900	421,600	
職	84	292,800	365,700	422,300	
員	85	293,700	367,200	422,900	
	86	294,700	368,900	423,300	
	87	295,700	370,500	423,700	
	88	296,700	372,200	424,100	
	89	297,500	374,000	424,500	
	90	298,400	375,400	424,800	
	91	299,300	376,700	425,100	
	92	300,200	378,100	425,400	
	93	300,600	379,700	425,800	
	94	301,400	381,000	426,100	
	95	302,200	382,300	426,400	
	96	303,000	383,600	426,700	
	97	303,900	384,700	427,000	
	98	304,700	385,500	427,200	
	99	305,500	386,400	427,400	
	100	306,300	387,300	427,600	
	101	307,100	388,400	427,800	
	102	307,600	389,400	428,000	
	103	308,100	390,400	428,200	
	104	308,500	391,400	428,400	
	105	308,700	392,300	428,600	
	106	308,900	393,300	428,800	
	107	309,200	394,200	429,000	
	108	309,400	395,200	429,200	

	109	309,600	396,000	429,400		
	110	309,900	397,000	429,600		
	111	310,100	398,000	429,800		
	112	310,400	399,000	430,000		
	113	310,600	399,600	430,200		
	114	310,900	400,500			
	115	311,200	401,400			
	116	311,500	402,300			
	117	311,700	403,200			
	118	312,000	404,000			
	119	312,300	404,800			
	120	312,500	405,600			
	121	312,700	406,400			
	122	312,900	407,200			
	123	313,100	408,000			
	124	313,300	408,800			
	125	313,500	409,100			
	126		409,500			
	127		410,100			
	128		410,400			
	129		410,900			
	130		411,300			
	131		411,900			
	132		412,300			
	133		412,600			
	134		413,000			
	135		413,400			
	136		413,800			
	137		414,200			
	138		414,600			
	139		415,000			
	140		415,400			
	141		415,900			
	142		416,200			
	143		416,500			
	144		416,800			
	145		417,000			
	146		417,300			
	147		417,600			
	148		417,900			
	149		418,200			
	150		418,400			
	151		418,600			
	152		418,800			
	153		419,000			
	154		419,200			
	155		419,400			
	156		419,600			
	157		419,800			
	158		420,000			
	159		420,200			
	160		420,400			
	161		420,600			
再任用職員以外の職員		229,100	279,200	307,200	334,600	418,000

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	201,700	226,600	274,900	327,200	392,800	435,700	441,400
	2	162,000	203,700	229,100	276,400	329,500	395,200	437,600	443,300
	3	163,800	205,800	231,500	278,000	331,800	397,600	439,300	445,000
	4	165,500	207,800	233,700	279,500	334,000	399,800	441,100	446,800
	5	167,000	209,900	235,500	281,200	336,400	401,900	442,400	448,300
	6	168,900	211,900	237,700	283,000	338,700	404,200	444,200	450,000
	7	170,700	213,900	239,800	284,800	341,100	406,500	445,800	451,700
	8	172,600	215,900	241,900	286,600	343,500	408,800	447,600	453,500
	9	174,300	218,300	243,900	288,700	345,800	411,000	449,000	454,800
	10	176,000	220,700	245,900	290,500	348,100	413,300	450,700	456,500
	11	177,700	223,100	247,900	292,400	350,400	415,600	452,200	458,100
	12	179,400	225,200	250,000	294,200	352,600	417,800	453,900	459,800
	13	181,300	227,000	251,900	295,900	355,000	419,800	455,100	460,800
	14	183,400	229,200	253,500	298,400	357,400	422,000	456,900	462,200
	15	185,500	231,400	255,300	300,700	359,700	424,100	458,700	463,800
	16	187,600	233,600	257,000	303,100	362,000	426,100	460,400	465,600
再	17	189,800	235,500	258,700	305,300	364,200	427,900	461,900	467,000
任	18	192,200	237,600	260,400	307,700	366,500	429,700	463,700	468,700
用	19	194,600	239,700	262,300	310,000	368,900	431,400	465,500	470,400
職	20	197,000	241,600	264,000	312,300	371,200	433,000	467,200	472,200
員	21	199,500	243,500	265,700	314,400	373,500	434,600	468,600	473,700
以	22	201,300	244,900	267,300	316,700	375,800	436,100	470,300	475,300
外	23	203,100	246,400	268,800	319,100	378,100	437,600	472,000	476,900
の	24	204,900	247,700	270,300	321,400	380,400	439,000	473,700	478,500
職	25	206,800	248,900	271,700	323,600	382,600	440,500	475,000	479,800
員	26	208,600	250,400	273,500	326,000	385,000	442,100	476,400	481,200
	27	210,400	251,900	275,100	328,500	387,300	443,700	477,800	482,600
	28	212,200	253,300	277,000	330,900	389,700	445,300	479,200	484,000
	29	214,500	254,700	278,600	332,900	391,700	446,500	480,200	485,200
	30	217,000	256,100	280,500	335,200	394,100	448,200	480,800	485,900
	31	219,500	257,400	282,400	337,600	396,400	449,900	481,300	486,600
	32	221,900	258,900	284,200	339,900	398,700	451,600	481,900	487,300
	33	224,600	260,200	285,600	342,000	400,700	452,900	482,300	487,600
	34	226,700	261,600	287,800	344,200	403,000	454,500	482,900	488,300
	35	228,900	263,000	290,000	346,400	405,200	456,100	483,400	489,000
	36	231,000	264,400	292,100	348,500	407,400	457,300	483,900	489,700
	37	233,000	265,800	294,300	350,700	409,300	458,400	484,300	490,100
	38	235,100	267,200	296,300	352,800	411,500	458,900	484,800	490,800
	39	237,100	268,600	298,300	354,900	413,700	459,300	485,300	491,500
	40	239,000	270,100	300,200	357,000	415,900	459,700	485,800	492,200
	41	240,800	271,200	301,900	359,100	417,500	459,900	486,000	492,700
	42	242,500	272,900	303,800	361,200	419,200	460,300	486,400	493,400
	43	244,200	274,600	305,700	363,300	420,900	460,700	486,900	493,800
	44	245,700	276,200	307,500	365,300	422,600	461,100	487,400	494,100
	45	246,800	277,500	309,500	367,400	424,300	461,500	487,600	494,300
	46	248,000	279,200	311,400	369,500	425,800	461,900	488,100	494,600
	47	249,400	280,900	313,300	371,600	427,300	462,300	488,600	494,900
	48	250,700	282,600	315,100	373,600	428,900	462,700	489,100	495,200
	49	252,300	284,200	316,900	375,500	430,400	463,100	489,500	495,600
	50	253,700	285,900	318,800	377,600	431,800	463,400	489,800	495,900
	51	255,100	287,500	320,600	379,600	433,300	463,700	490,100	496,200
	52	256,600	289,200	322,400	381,600	434,800	464,000	490,400	496,500

	53	257,700	290,800	324,100	383,600	436,300	464,300	490,700	496,800
	54	259,200	292,600	326,000	385,700	437,600	464,600	491,000	497,100
	55	260,600	294,300	327,800	387,800	438,800	464,900	491,300	497,400
	56	262,100	296,100	329,600	389,800	440,100	465,200	491,600	497,700
	57	263,300	297,500	331,200	391,600	441,100	465,500	491,900	498,000
	58	264,800	299,300	332,900	393,400	441,900	465,800	492,200	498,300
	59	266,300	301,100	334,600	395,100	442,600	466,100	492,500	498,600
	60	267,700	302,900	336,300	396,800	443,400	466,400	492,800	498,900
	61	268,700	304,400	337,800	398,200	443,800	466,700	493,100	499,200
	62	270,300	306,200	339,600	399,200	444,200	467,000		
	63	272,000	307,900	341,400	400,300	444,500	467,300		
	64	273,600	309,700	343,200	401,400	444,900	467,600		
	65	275,000	311,100	344,500	402,500	445,100	467,900		
	66	276,700	312,800	346,200	403,500	445,400	468,200		
	67	278,300	314,400	347,900	404,600	445,700	468,500		
	68	280,000	316,100	349,600	405,700	446,000	468,800		
	69	281,400	317,500	351,200	406,900	446,300	469,100		
	70	283,000	319,000	352,800	407,700	446,600	469,400		
	71	284,600	320,400	354,500	408,500	446,900	469,700		
	72	286,200	321,900	356,200	409,300	447,200	470,000		
再	73	287,600	323,000	357,700	409,800	447,500	470,300		
任	74	289,100	324,700	359,300	410,500	447,800			
用	75	290,500	326,400	360,800	411,100	448,100			
職	76	292,000	328,000	362,400	411,800	448,400			
員	77	293,500	329,700	363,800	412,200	448,700			
	78	295,100	331,400	365,300	412,900	449,000			
	79	296,700	333,100	366,800	413,600	449,300			
	80	298,200	334,800	368,200	414,300	449,600			
以	81	299,500	336,400	369,300	414,600	449,900			
外	82	301,000	338,000	370,700	415,100	450,200			
の	83	302,500	339,700	372,100	415,600	450,500			
職	84	304,000	341,400	373,400	416,200	450,800			
員	85	305,000	343,000	374,600	416,700	451,100			
	86	306,500	344,600	375,600	417,000	451,400			
	87	307,900	346,200	376,700	417,300	451,700			
	88	309,400	347,800	377,900	417,600	452,000			
	89	310,900	348,900	378,900	417,800	452,300			
	90	312,300	350,300	380,100	418,100	452,600			
	91	313,700	351,600	381,300	418,400	452,900			
	92	315,100	352,900	382,400	418,700	453,200			
	93	316,500	354,100	383,700	419,000	453,500			
	94	317,900	355,600	384,200	419,300	453,800			
	95	319,400	357,000	384,700	419,600	454,100			
	96	320,900	358,300	385,300	419,900	454,400			
	97	322,300	359,600	385,800	420,100	454,700			
	98	323,800	360,800	386,400	420,500	455,000			
	99	325,300	362,000	387,000	420,900	455,300			
	100	326,800	363,200	387,600	421,300	455,600			
	101	328,000	364,400	388,000	421,600	455,900			
	102	329,300	365,600	388,500	422,000				
	103	330,700	366,700	389,000	422,400				
	104	332,100	367,800	389,500	422,800				
	105	333,600	368,900	389,700	423,100				
	106	335,000	369,500	390,300	423,500				
	107	336,300	370,100	390,900	423,900				
	108	337,600	370,700	391,500	424,300				

	109	338,700	371,300	392,000	424,800				
	110	339,900	371,900	392,500	425,100				
	111	341,100	372,500	393,000	425,400				
	112	342,300	373,100	393,500	425,700				
	113	343,300	373,300	393,900	426,000				
	114	344,400	373,900	394,300	426,200				
	115	345,500	374,500	394,700	426,500				
	116	346,600	375,100	395,000	426,800				
	117	347,500	375,400	395,300	427,100				
	118	348,300	376,000	395,500	427,400				
	119	349,300	376,600	395,700	427,700				
	120	350,300	377,100	396,100	428,000				
	121	351,300	377,300	396,400	428,300				
	122	352,200	377,700	396,800					
	123	353,000	378,200	397,200					
	124	353,800	378,700	397,600					
再	125	354,700	379,000	397,900					
任	126	355,200	379,400	398,300					
用	127	355,600	379,800	398,700					
職	128	356,000	380,200	399,100					
員	129	356,200	380,500	399,300					
以	130	356,400	380,700	399,700					
外	131	356,800	381,000	400,100					
の	132	357,200	381,300	400,500					
職	133	357,500	381,500	400,800					
員	134	357,800	381,700	401,200					
	135	358,100	382,000	401,600					
	136	358,400	382,300	401,900					
	137	358,700	382,500	402,200					
	138	359,100	382,800	402,600					
	139	359,500	383,200	403,000					
	140	359,800	383,600	403,400					
	141	360,300	383,800	403,700					
	142	360,500	384,100	404,100					
	143	360,900	384,500	404,500					
	144	361,100	384,900	404,900					
	145	361,300	385,100	405,200					
	146	361,500							
	147	361,800							
	148	362,100							
	149	362,300							
	150	362,700							
	151	363,100							
	152	363,500							
	153	363,700							
再任用職員		255,400	255,400	259,800	296,400	313,600	353,200	389,500	422,800

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	732,000
2	789,000
3	848,000
4	928,000
5	1,001,000
6	1,073,000
7	1,148,000
8	1,218,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第5

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,000
2	467,000
3	532,000
4	615,000
5	717,000
6	819,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	335,000
2	373,000
3	401,000

別記第6

号 給	給 料 月 額
	円
1	382,000
2	432,000
3	486,000
4	550,000
5	628,000
6	733,000
7	859,000

2 意見

(1) 本年の給与改定について

ア 本年の民間との給与較差とその要因

経済状況を見ると、本年4月の状況を示した6月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる」との基調判断が示されている。

政府においては、デフレ脱却に向けて経済の好循環を起動させていくためには、まずは経済の好転を企業収益の拡大につなげ、それを賃金上昇につなげていくことが必要であるとの考えから、本年の民間における労使交渉における賃上げ要請や、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」による取りまとめの発表など、賃金上昇に向けた取組みを行ったところである。

このような中で、日本経済団体連合会（経団連）、日本労働組合総連合会（連合）、日本経済新聞、厚生労働省等による賃金改定関連の調査結果によると、概ね2%、5,000円を超える賃金の引上げと報じられている。大阪府内においては、大阪府総合労働事務所の賃上げ一時金調査結果によると、2.12%、6,183円引上げの報告がなされるなど、昨年を上回る状況が示されている。

一方、本府の職員給与についてみると、平成18年度から全国的に実施された「給与構造改革」により、年功的な給与上昇要因を抑止する取組みを進めてきたことに加え、平成23年度からは「大阪府版公務員制度改革」として、職務給の原則により即した本府独自の給料表を導入し、併せて給料表における職務の級の適用や昇格制度について、かつてない見直しを行ったところであるが、その結果、昇給が実質的に停止となる「最高号給」適用者が未だ数多い状況にある。

こうした中で、本年も、4月時点における職員と民間従業員との給与水準について、昨年と同様の民間データの除外措置を講じた上で、ラスパイレス方式を用いて、給与決定の主要な要素である役職段階や年齢、学歴を同じくする者

同士を比較したところ、職員給与が民間給与を **6,450 円 (1.65%)** 下回っていることが明らかになった。これは「民調」結果に基づく民間給与が、昨年を大幅に上回ることの影響によるところが大きいと考えられる。

なお、本府では現在、財政収支不足への対応のための独自の給与減額措置が引き続き実施されており、役職段階等に応じて **0.7%** から **3.1%** までの給料の減額が行われている。比較にあたっては、本年も例年と同様に、当該減額措置がないとした場合の本来の給与額を用いて、民間との比較を行ったところであるが、減額措置後の実支給額で比べると、職員給与が民間給与を **11,563 円 (3.00%)** 下回っている。(資 71 頁 : 第 32 表)

イ 給与較差の解消方策

民間との給与較差を解消する手法として、基本給である給料の改定による解消や手当による解消等の方法があるが、民間との較差解消は、給料の改定により行うことを基本とするこれまでの考え方を前提とするとともに、国や民間と比較して支給水準を下回る手当がないことから、本年は給料の改定により較差の解消を図ることとした。

その上で、給料の改定にあたっては、以下の点に留意した。

まず、人事院勧告では、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表を引き上げることとしているが、本府においては、すでにこれまでの給与制度改革を通して、いわゆる昇給カーブのフラット化を推進し、年功的な給与上昇要因を抑制してきたところである。この結果、高齢層職員の昇給カーブは相当程度フラットな状態になっており、現状では、これ以上のフラット化を進めることは、高齢層職員のモチベーションの低下を懸念するところである。

また、賃金構造基本統計調査（以下、「賃金センサス」という。）において人事院と同じ基準のデータを用いて平均給与月額を比較したところ、すべての年齢階層において、本府が民間を下回っている。(資 80 頁 : 第 36 表)

これらの状況を踏まえ、本府においては給料表のすべての級の給料月額を同率で引き上げることが基本とし、行政職給料表について、一律 **1.8%** 引き上げ

ることとした。ただし、初任給は国や他の都道府県との均衡や本年の「民調」結果を考慮して、**2,000** 円の引上げに止めることとした。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行うこととした。

ウ 期末手当及び勤勉手当

本委員会は、民間における賞与及び臨時給与など特別給について、前年8月から当年7月までの1年間に支給された支払状況を調査して、同期間における民間の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当（以下、「期末・勤勉手当」という。）の年間平均支給月数と比較した上で、**0.05** 月単位で改定を勧告している。

本年の「民調」において、民間における特別給の合計額が月例給の **4.12** 月分にあたること明らかになったことから、民間の特別給との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が **3.95** 月分となっている職員の期末・勤勉手当を **0.15** 月分引き上げ、年間 **4.10** 月（※）とする必要があると判断した。

（資 67 頁：第 19 表）

引上げにあたっては、民間において一定額（率）分と考課査定分とが概ね同等程度の割合であることを踏まえ、勤勉手当のウェイトをより高めることが適当であると考えられることから、本年度については、**12** 月期の勤勉手当を引き上げ、平成 **27** 年度以降においては、6 月期及び **12** 月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとした。

（資 68 頁：第 20 表）

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとした。

※ 期末・勤勉手当増減の仕組み

期末・勤勉手当は、**0.05** 月単位で増減させることとしている。例えば、**4.12** 月の場合、「二捨三入」という考え方で計算して、**4.10** 月分となる。

エ 初任給調整手当

人事院勧告では医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施するとしている。本府においても、これまで国の改定に準拠してきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様、医師の初任給調整手当を改定することが適当であると考えた。

オ 通勤手当

人事院は本年の「民調」結果における民間の支給状況を踏まえ、交通用具使用者に係る通勤手当について、引上げを行う旨の勧告を行ったところである。本府においても、交通用具使用者に係る通勤手当の支給額は、使用距離区分の各段階において民間を下回っていることから、これまで国の改定に準拠してきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様、本年4月に遡及して手当額を引き上げることが適当であると考えた。 （資 69 頁：第 25 表）

なお、本府においては、交通用具使用者について、「通勤不便者」、「身体障がい者」の区分を別に設けている。「通勤不便者」は、「自転車等の使用距離が片道 10km 以上である者」のうち、「自転車等を使用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、住居若しくは勤務公署からその利用することとなる交通機関のもよりの駅（停留所等を含む。）までの距離が 2 km 以上であるもの」等の条件に該当する者に対して適用しているが、国においては平成元年に当該区分を廃止しており、他府県の大多数が「通勤不便者」の区分を設けていないことから、本府においても廃止する必要があると考えた。なお、廃止時期については、手当額を引き下げる内容であることや、本府の実情を考慮し、遡及することなく平成 27 年 3 月末とした。

また、平成 4 年に身体障がい者の通勤に対する配慮のため、本府独自に設けた「身体障がい者」の区分については、「改正障害者雇用促進法」及び「障害者差別解消法」（平成 28 年 4 月 1 日施行）において「合理的配慮の提供義務」が定められたことをも踏まえ、当該区分は存続することが適当であると考えた。ただし、手当額の設定方法については、制度創設時から相当期間経過していることから、再検証のうえ検討する必要があると考える。

(2) 「給与制度の総合的見直し」への対応について

国家公務員給与については、地域における公務員給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制等を行うため、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革として、「給与構造改革」が行われたところである。しかしながら、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られることなどを踏まえ、人事院勧告は、平成 27 年 4 月から、「地域間の給与配分の見直し」、「世代間の給与配分の見直し」、「職務や勤務実績に応じた給与配分」の観点から俸給表や諸手当のあり方を含めた「給与制度の総合的見直し」を行うこととしている。

このうち、「地域間の給与配分の見直し」としては、全国共通に適用される俸給表の水準を平均 2 % 引き下げることとする一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当については、支給割合、支給地域等の所要の見直しを行うこととしている。

ところで、地方公務員の給与決定においては、職務給の原則及び均衡の原則に依拠すべきとされている。このうち均衡の原則について、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成 18 年 3 月総務省）は、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則が適用されるべきであり、国家公務員を基本とすべきであること、給与水準は、地域の民間給与をより重視しつつ、仮に民間給与が高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財政負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準を目安と考えるべきであるなどと指摘している。また、総務省が本年 5 月に設置した「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」の中間報告では、今回の「給与制度の総合的見直し」においても、引き続き均衡の原則に基づいて、地方において具体の検討がなされるべきである、との考え方が示されている。

人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」は、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を引き下げることとするものであるところ、本委員会としては、「民調」結果に基づき府内民間給与との均衡を図ることを基本として本府職員の給与水準を把握し、勧告してきたことから、給与水

準を平均2%引き下げることとする「給与制度の総合的見直し」の取扱いについて、熟慮を重ねてきた。しかしながら、人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」は、俸給表の水準を引き下げ一方、地域手当の引上げなど所要の見直しを行うという、給与制度に関わる見直しとなっていることから、本委員会としては、公務としての近似性・類似性の観点から、均衡の原則に基づき、人事院勧告の考え方を踏まえざるを得ないものと考えた。これらの状況を勘案し、本府の実情を踏まえつつ、「給与制度の総合的見直し」に係る所要の改定を行うことを勧告したところである。

ア 給料表

人事院勧告では、「世代間の給与配分の見直し」として、地方の管理職等を中心とする50歳台後半層について、国家公務員給与が民間給与を上回っている状況にあることを踏まえ、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸の俸給月額について、最大で4%程度引き下げることとする一方、人材確保への影響等を考慮し、初任給に係る号俸等については引下げを行わないこととしている。

先に述べたように、本府においては、これまでの給与制度改革を通して、いわゆる昇給カーブのフラット化を推進し、年功的な給与上昇要因を抑制してきたところである。その結果、高齢層職員の昇給カーブについては、現状においても国以上にフラットな状態となっており、なおかつ人事院が勧告した「給与制度の総合的見直し」後の昇給カーブと対比しても、よりフラットな状態となっている。

また、前述のとおり、賃金センサスにおいて人事院と同じ基準のデータを用いて平均給与月額を比較したところ、すべての年齢階層において、本府が民間を下回っている。

(資 80 頁：第 36 表)

以上のことを踏まえ、本府においては、行政職給料表について、一律に給料表の引下げを行うことを基本とし、初任給層は、人事院勧告と同様に、人材確保への影響等を考慮して引下げを行わないこととした上で、それ以外の層については一律に引き下げ、平均で2%引き下げることとした。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表の改定に準じることとし、医療職給料表（一）については、人事院勧告と同様、医師の処遇を確保する観点から引下げは行わないこととした。

また、人事院勧告では、今回の俸給表の水準の引下げに際しては、職員の生活への影響を考慮して、激変を緩和するための3年間の経過措置を講ずるとしており、本府においても、人事院勧告と同様に3年間の経過措置を設けることが適当であると考えた。

なお、人事院勧告では在職実態を考慮し、行政職俸給表（一）の5級・6級において号俸増設を行うこととしているところであるが、本府においては、国とは在職実態や55歳超の昇給制度が異なることのほか、職務給の原則を徹底するというこれまでの給与制度改革の方向性を踏まえ、号給増設は行わないこととした。

イ 地域手当

人事院勧告では、地域手当について、級地区分等の見直しと新データによる支給地域の指定見直しを行うこととしている。

本府における地域手当の支給割合については、人事院勧告を踏まえ、制度完成となる平成30年3月末までの間において、他府県の動向等を踏まえるとともに、給料表の引下げに伴う経過措置の適用状況を勘案したうえ、改めて勧告することとした。

ウ 単身赴任手当

人事院は本年の「民調」結果における民間の支給状況を踏まえ、単身赴任手当の基礎額及び加算額について、引上げを行う旨の勧告を行った。

本府においても、本年の「民調」結果において、単身赴任手当の平均支給額は**41,912**円となっており、国における「民調」結果と同様、民間を下回っている状況であり、基礎額について、所要の改定を行うことが適当であると考えた。

（資 69 頁：第 26 表）

また、本府の加算額について、民間における賃金以外の措置としての帰宅費

用の支給状況が年間 12 回以上となっている状況を踏まえ、人事院勧告と同様に所要の改定を行うことが適当であると考えた。(資 69 頁：第 27 表)

なお、実施時期については、平成 27 年 4 月 1 日からとし、ただし、同日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における同手当の基礎額及び加算額は、人事院勧告と同様に段階的に引き上げることが適当であると考えた。

エ 管理職員特別勤務手当

人事院勧告では、管理監督職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の午前 0 時以降の深夜に勤務した場合には、新たに管理職員特別勤務手当を支給することとしている。

本府においても、大規模災害、重大な事件・事故への対処や危機管理への対応などのため、やむを得ず平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている状況もみられることから、人事院勧告と同様に平成 27 年 4 月 1 日から改定することが適当であると考えた。

(3) 給与制度等について

平成 18 年度からの「給与構造改革」では、年功的な給与上昇要因を抑制する一方、職員の職務・職責を的確に反映した給与構造へと転換するための制度改正等の取組みが全国的に行われたところである。

このように、努力して成果を出した職員が報われ、励みにもなる仕組みが構築されている中で、さらに本府では、平成 23 年度からの「大阪府版公務員制度改革」として、一職階一級制などを特徴とする独自給料表を導入したところであり、あるべき給料表の原型を示すことができたものと言える。

本委員会としては、今後、本府の人事政策と給与との密接な連携を図りつつ、職員給与に対する府民の理解が深まることを狙いとして、これまでの改革の方向性に則し、組織や人事など様々な観点からの検討を行う所存であり、その成果を踏まえ、毎年の勧告において実践的な対応を重ねるなど、より一層の取組みを進める考えである。

ア 本府独自の給与減額措置

職員の給与は、本来、法律上の給与決定原則（情勢適応の原則、均衡の原則等）に従うべきものであり、こうした原則を踏まえることにより、職員の適正な勤務条件の確保が図られるうえ、有能な人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤になるとされている。そうした中で、本府においては緊急避難的な措置として、給与減額措置が長期にわたり実施されてきた。

昨年、本委員会は、これまでの給与減額措置が職員のモチベーションの維持やその生活に多大の影響を与えてきていることから、条例期限（昨年度末）をもって終了すべきである旨の意見を申し述べたところである。

これに対し、本年4月から、減額率は縮小されたものの、引き続き、財政収支不足への対応として、給与減額措置が実施されている。本委員会は、改めて遺憾の意を表明しつつも、従来の減額率が大幅に緩和されるなど、現下の財政状況にあって任命権者が諸般の情勢を総合的に考慮、検討された結果がうかがえるものであり、加えて1年限りの時限設定がなされていることから、やむを得ないとの意見を示したところである。

給与に関する人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置として、専門的、中立的な立場から、情勢適応の原則に基づき職員の適正な勤務条件の確保を目的とする制度であり、その制度の趣旨に鑑み、勧告内容は十分に尊重されるべきものである。

本委員会としては、もはや1年の時限を超えて、給与減額措置を継続する理由は見出しえないと考えるところであり、現行条例の期限である本年度末をもって給与減額措置が終結されるべきであることを、強く求めるものである。

イ 賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の研究

賃金センサスが、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた給与水準等の民間給与の傾向を把握するに有用であると考えられることから、本年の給料表の改定にあたっては、賃金センサスを活用し、年齢階層ごとの給与水準や役職段階の構成比率等について民間給与の分析を行った。

役職段階の把握が可能な企業規模 100 人以上の平成 25 年以前の3ヵ年デー

タの平均値を用いて、年齢階層ごとの役職比率を比較したところ、民間では**40～44 歳は 19.1%、45～49 歳は 29.5%、50～54 歳は 35.0%、55～59 歳は 33.1%**となっており、各年齢階層で部長・課長等の管理職が一定の割合で在職している。一方、本府では**40～44 歳は 0.1%、45～49 歳は 2.9%、50～54 歳は 12.1%、55～59 歳は 20.3%**と年齢を重ねるごとに管理職の比率が高まっている状況にあり、民間と本府では昇任スピードや役職制度の違いも見られるところである。

(資 79 頁：第 35 表)

また、人事院と同じ基準のデータを用いて平均給与月額を比較したところ、すべての年齢階層において、本府が民間を下回っている。このことは、年功的な給与上昇要因を抑制するとした、これまでの給与制度改革の効果であると考えられる。

(資 80 頁：第 36 表)

賃金センサスにおけるこれらの状況をも勘案して、公民較差に基づく給料表改定及び「給与制度の総合的見直し」に係る給料表改定の勧告を行ったところである。

なお、本府では、職員基本条例において、人事委員会は直近の賃金センサス等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、引き続き、研究・検討を重ねていくこととする。

ウ 給与制度の諸課題

(ア) 昇給制度の改革(55 歳超の昇給抑制)

国家公務員について、**50 歳**台後半層における給与水準の上昇をより抑制するための昇給制度の見直しが本年 1 月より実施されており、他の都道府県においても国の見直しの趣旨を踏まえ、順次、制度の見直しが実施されているところである。他方、本府では引き続き検討を行うとし、その実施が見送られている。

本委員会は、これまでの勧告において、**55 歳**を超える職員の昇給抑制について、下位評価の昇給号給数を一定抑制しながら、「標準」以上の昇給幅を一律にしているなどの本府独自の制度を踏まえ、国に準じた措置が必要

であるとの考えを示してきた。例えば、下位評価の昇給は行わず、「標準」以上の昇給号給数を半減させるなどの見直しが考えられるところであり、これらを含め、実施に向けた検討を求めるものである。

(イ) 課長級給料の定額化

これまで、本委員会は、職務給の原則を一層徹底する観点から、課長級についても、給料の定額化に向けた積極的な検討が行われるよう申し述べてきた。一方、任命権者においては、課長級は年齢幅が比較的広く、職務・職責に多様性があり、部長級・次長級と同様にすることが難しいとの見解が示されている。

本府の課長級は府政のマネジメントを担う重要な職責を有する地位であり、部長級・次長級と同様、その職務に対する給料として定額化を図ることは、職務給の原則の徹底のみならず、管理職としての職責の重要性を意識づけることとなることから、有用であると考え。

任命権者においては、組織の実情に即応した課長級給料の定額化について、踏み込んだ検討を進められることを期待するものである。

(ウ) 教員特殊業務手当

教員給与については、教員の業務の特殊性に鑑み、特有の手当が措置されているところ、その処遇が業務の実態に見合ったものになっていないとする意見もみられるところである。

文部科学省は、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において、メリハリある教員給与体系の確立に向けて検討を進めており、その中で、本年10月から、週休日等に行われる部活動指導業務等の困難性や特殊性等を考慮し、教員特殊業務手当を引き上げることとしている。

任命権者においては、本府におけるこれまでの教員特殊業務手当の状況や他の都道府県の動向も踏まえながら、教員特殊業務手当の引上げを検討されるべきであると考え。

(4) 活力ある人事制度の構築について

ア 人事評価制度

人事評価は、職員の資質・能力及び執務意欲の向上に資するものでなければならぬ。

本府の一般行政部門に属する職員の人事評価については、職員基本条例の定めにより、昨年度から相対評価により行われることとなった。そして、本年度、この相対評価制度についての検証を行うため、職員アンケートが実施された。

今回の職員アンケートの結果によると、相対評価による人事評価制度が、条例に定める目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上につながることは「思わない」と回答した職員が **77.6%**となっており、とりわけ、同じ回答をした評価者は **80.9%**と、さらにそれを上回るものとなっている。

また、**60.4%**の評価者が、部下への開示において、相対評価について「十分な説明ができなかった」と回答しており、そのうち、説明が不十分であった理由として、評価者自身が「伝達を受けた相対評価に納得していなかった」とするものが **37.7%**、「被評価者が相対評価に納得していなかった」とするものが **34.5%**という結果が示されている。

評価結果が自己の能力の絶対評価結果を示すものではなく、自己の相対的位置を把握することにより、今後の意欲向上に向けた動機づけのための評価であることを十分に理解されていることが、相対評価制度の導入にあたっての必須の前提である。

しかるに、アンケート結果からみる限り、目的達成に関して多くの職員の納得感が得られているとは思われず、また職員に対して相対評価結果を伝え、制度の趣旨を説明する立場にある評価者の多くが十分な説明ができていないとのことであり、相対評価による人事評価制度が、目的に適った運用ができていないとは言い難い現状にあると言わざるを得ない。

本委員会としては、相対評価制度の課題として、評価者と被評価者双方に制度についての認識と理解を徹底させること、及び被評価者の理解が得られる評価手法が追求されるべきであること、を指摘するものであり、これら課題に対

する任命権者の具体的かつ効果的な取組みを求めるものである。

イ 管理職(部長等、府立学校長)の公募

行政の高度化、多様化に対応し、府民の期待に応えるため、業務の進め方、考え方を変えていくとの観点から、本府では、かねてから外部人材を積極的に登用してきたところ、平成 24 年度からは、部長等及び府立学校長ポストを原則公募とし、庁内、庁外を問わず広く人材を募集し、任用することとなった。この結果、昨年度における公募選考の実施状況は、健康医療部長については、最終合格者は外部人材であり、住宅まちづくり部長については、最終合格者は内部職員であった。また、府立学校長については、最終合格者は、外部人材 8 名、内部職員 16 名の合計 24 名であった。

当該公募制度により、内部職員は、庁内における従来の昇任システムに関わらず、外部人材と等しく応募することができ、これまでにないキャリアアップの機会が与えられている一方、外部人材においては、一定の成果が見られるものの、制度運用上の課題も指摘されているところである。

本年度、任命権者においては、「公募制度のあり方検討チーム」を作り、特に外部人材について、公募制度のあり方についての検証及び今後の取組みに対する検討を行い、報告書をまとめた。この報告書では、公募制度の成果として、民間企業の経営手法等をベースにした新たな仕事の仕組みの導入など、府政の推進と組織の活性化等につながった事例があると評価する一方、課題として、限られた時間内における選考方法の限界、任用した人材がポストに適格性を欠く場合の対応についての制度上の制約等を指摘している。

公募制度の運用を行うにあたっては、こうした検証結果を踏まえ、公募する職が真に公募の趣旨に適った職であるか、厳格かつ的確な選考による任用が実施されているか、任用後のポストとの適格性と勤務態様等について把握・検証が行われているか、さらに公募を受け入れる組織側において指摘されるべき問題はないかを課題として認識し、制度の趣旨に適った実効性のある運用がなされることが求められる。

なお、府政の実務の大半を担うのは内部職員であることから、公募制度を進

めるにあたり、もう一方の視点として、これらの職員のモチベーションの維持向上や組織活性化等の面も考慮することが肝要であり、こうした内部職員の人材養成を充実させるための検証と改善に努める必要があることを指摘しておく。

ウ 採用試験制度改革

本府では、平成 **22** 年 **12** 月に採用戦略を策定し、求める人材像を「多様な価値観を尊重し、改革マインドを持ってチャレンジする自律型の人財」と定め、平成 **23** 年度から人物重視を志向するとともに、民間企業志望の大学生や転職希望の社会人にもチャレンジしやすい試験とすべく、面接重視による採用試験を実施してきた。

この結果、旧制度に比べ大幅に申込者数が増加し、受験者層が拡大するなど一定の効果が見られるところである。

しかしながら、行政のありようが大きく変貌しつつある時代にあって、本府職員として、府政を取り巻く諸課題に的確に対応するための資質と能力が求められるところであり、面接を重視した現行の試験方法が、かかる人材の採用試験として相応したものであるか、検証が必要な時期にあると思われる。

本委員会としては、求める人材観について任命権者とも認識を共有しつつ、次代を担う本府職員の採用において、よりふさわしい試験制度の構築に努めていくこととする。

エ 女性登用

女性登用については、政府が、本年 6 月、**2020** 年に指導的地位に占める女性の割合 **30%** を達成するとした「「日本再興戦略」改訂 **2014**」を閣議決定した。また、民間企業における女性管理職割合は、厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると **6.6%** となっている。

本府の知事部局における女性職員数（平成 **26** 年 4 月 1 日現在）は **2,387** 名（男女計 **8,122** 名）で、昨年度と比べ **48** 名増加して **29.4%** (**0.7** ポイント増)、また、そのうち、課長級以上の管理職の女性職員数は **37** 名（男女計 **635** 名）

で、昨年度と比べ3名増加して**5.8%**（**0.5**ポイント増）と、いずれも増加の傾向を見せているものの、微増に止まっている。

官民ともに、女性登用が提唱されているのは、少子化・人口減少社会への対応として、労働力人口を維持し、競争力を高めていくことのほか、それぞれの政策決定、事業計画の策定等において、女性としての資質・特性を活用し、より多様な行政活動あるいは事業活動の実現を期することにある。とりわけ、関西圏においては、人口減少数、高齢化率とも、首都圏や中部圏と比較して高くなっており、組織の活力を高めるためにも女性の登用は重要な課題となっている。

このような情勢を踏まえ、任命権者においては、女性の登用について、本府が府内企業や組織の先導役を担う必要があるとの認識に立って、女性職員、女性管理職の積極的な政策決定への参加に努めるとともに、女性職員がその特性を現実に発揮することができるための職場内外の環境づくりに努めることが求められる。

(5) 職員の勤務環境の向上について

勤務環境の向上は、職員が安心して職務に精励できることはもとより、公務能率を高め、ひいては住民福祉の向上につながる組織運営上の極めて重要な要素であり、活力ある人事制度の構築にあたっての前提条件である。かかる観点に立って、以下、意見を申し述べる。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務は本来、緊急かつ例外的なものに限られるものであり、法令において厳しい制限が課せられており、年間**360**時間の時間外勤務が、協定における上限基準とされている。長時間の時間外勤務が続くことにより、職員の健康やワーク・ライフ・バランスへの影響はもとより、公務能率の低下や人材の確保などにも影響が懸念され、特に、職員が心身の不調により休業状態に陥ることは、職員個々の問題のみならず、限られた人材資源を活用できない状況を招くことで府民サービスの低下も危惧されるところである。

本府では、ゆとり週間や定時退庁日の設定のほか、節電対策と併せた消灯時間の設定など、時間外勤務の縮減に向け、これまで様々な取組みを実施してきたところであるが、年間 **360** 時間の上限規制を超えている職員数は、平成 **23** 年度以降、増加傾向にあり、昨年度においては **595** 人と前年度の **424** 人を大きく上回る結果となるなど、改善がみられない状況にある。

時間外勤務に対する課題の検討にあたっては、先に述べたとおり時間外勤務が「本来、緊急かつ例外的なものに限られるもの」であるとの認識に立ち、なぜ時間外勤務が生じるのか、その実情を徹底して検証することから始まる。すなわち、個々の業務における時間外勤務が業務内容あるいは業務量によるものか、勤務時間内に処理することが可能ではなかったか、業務手順に改善の余地はなかったか、業務の配分に問題はなかったか、等々を具体的に検証することにより、当該時間外勤務の原因と課題を把握することが可能となり、その上で、これら課題について具体的かつ実効的な対策を検討しうるものと思われる。

任命権者においては、時間外勤務について、上記のような検証を行い、そこで現れた課題に対する実務的な対応措置を検討するなどにより、時間外勤務の縮減に向けた実効性のある取組みを行うことを強く求めるものである。

なお、本府では職員基本条例に基づく職員数管理目標に基づき、前年度の定数に一定率を乗じた削減を基本として職員数の削減に取り組んでいるところである。このような考え方による職員数削減が時間外勤務の状況にどのような影響を与えているのかについても検証される必要があると考える。

また、任命権者においては、カードリーダーによる退勤管理システムの導入により、退勤時刻が客観的に把握できる環境が整備され、これにより時間外勤務の実情把握が容易となったところであり、上記の検証を含め、時間外勤務の縮減に向けたより積極的な取組みを期待するところである。

イ 健康管理

職員の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うことは、職員の公務能率を維持、向上するための前提であり、管理・監督者は、日常的に職員の心身両面の健康状態に留意し、職員が安全な環境で健康に就業できるよう対策を講じる

ことが求められている。

このような中、厚生労働省は、本年6月、医師、保健師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（「ストレスチェック」）を行うことを事業者にも義務付けるための関係法令の改正を行ったところである。

本府における疾病による休業等の調査によれば、精神疾患を理由とする休業者の全休業者に占める割合が、依然として高い状況にあるとされている。また、メンタル不調に至るケースは、業務の軽重とは必ずしも比例しておらず、様々な要因があるとされているとともに、メンタルヘルスの問題に対する自らの果たすべき役割についての管理・監督者の認識が十分でないケースも見受けられる。

任命権者においては、昨年、本委員会が言及したように、各職場においてメンタルヘルスにかかる知見の修得に努め、その知見を活用し、職場全体への啓発をさらに進めることを期待するものである。

ウ ハラスメントの防止

職場のパワーハラスメントについては、厚生労働省は、都道府県の労働局に寄せられる相談件数の増加に対応し、その予防、解決に向け、企業の取組みの好事例などを紹介した冊子を作成し、事業者や従業員に対する周知を行うなどの取組みを行っているところである。

また、本府においては、職員に対する意識啓発として、セクハラ・パワハラを絶対に行ってはならないという知事からの強いメッセージが出され、ハラスメントの予防、解決に向け、研修の拡充など、種々の取組みがなされているところである。

本委員会としても、ハラスメントに関する相談について、職員総合相談センターにおいて、相談者の悩みに真摯に、かつ、きめ細かく対応するとともに、任命権者の研修等に相談担当職員を積極的に派遣し、これまで蓄積された様々な相談事例を活用した啓発を進めている。加えて、職員総合相談センターのホームページにおいて、これまでにあった相談事例について、個人情報保護に配慮しつつわかりやすく紹介するなど、ハラスメント防止に向けた職員の意識醸

成に努めているところである。

ハラスメントはそれぞれの当事者個人に与える影響のみならず、組織に対する府民の信頼を損ない、甚大な影響を及ぼすものであり、任命権者においては、ハラスメント対策の取組みにあたって、「意識啓発」、「相談体制」、「研修」の3本柱をさらに効果的に連携させ、進めていくことが重要であると考えます。

エ ワーク・ライフ・バランス

職員がそれぞれのライフステージに応じて、育児、介護や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、仕事と生活の両立ができるよう支援することは、心身の健康保持、多様な価値観を持つ様々な人材の活用、さらには公務能率の向上の観点から重要である。

本府では、育児や介護を行う職員に対し、これまでも育児短時間勤務制度の導入、短期の介護休暇の新設等、各種制度の整備拡充が図られ、制度活用のための周知や意識啓発に向けた様々な取組みがなされている。しかしながら、本府の昨年度の男性の育児参加休暇取得率は **37%** であり、特定事業主行動計画の目標数値の **70%** を大きく下回っている状況にある。また、知事部局における年次有給休暇の使用状況をみると、昨年度は **11** 日 4 時間となっており、前年度の **13** 日 5 時間を下回る結果が示されている。

先般公表された内閣府の「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査」の結果では、「残業・有休取得と上司による人事評価」について、労働時間が長い人ほど、上司は長時間残業の人に対して「頑張っている人」「責任感が強い」などのイメージを持っていると回答するなど、上司の意識や職場の雰囲気や労働時間の長さや有給休暇の取得のしやすさに影響することが示されている。

こうしたことから、任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進にあたって、職員アンケートなどの手法により、職員一人ひとりのニーズや職場の実情を的確に把握することが肝要であり、その結果を踏まえて具体的な施策に反映する等、仕事と生活の両立支援に積極的に取り組まれることを期待するものである。また、上述の内閣府の調査結果にもあるように、こう

した取組みを進めるにあたっては、管理・監督者が、積極的に制度を利用できる職場環境づくりと職場全体で両立を支援する良好な雰囲気づくりに努めることが重要であり、任命権者においてはこの点に特に留意することが必要である。

また、人事院では有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務に伴って配偶者に同行する者に対し、配偶者同行休業制度が導入されている。本府においても、両立支援のみならず、人材確保の観点から、関係者間において積極的な議論を期待するものである。

(6) 公務員制度をめぐる諸課題について

ア 高齢期職員の雇用問題

少子高齢化が進展する中、高齢者の雇用は、女性登用と並び、官民を問わず取り組むべき重要な課題となっている。

したがって、高齢期職員の雇用については、単に、雇用と年金の接続の問題に対する対応としてだけでなく、「高齢期職員活用による労働力人口確保」「高齢職員が持つ貴重な経験と知恵の社会還元」「高齢者自身の生き甲斐創造」という幅広い視点をもって取り組むべき政策課題と捉えるべきものとする。

そのためには、高齢期職員自身が、早い段階からキャリアプランを持ち自己研鑽を進めるとともに、健康保持・増進の自助努力に励むことができるよう、任命権者においては、セカンドキャリア支援研修等の取組みを充実させることはもとより、高齢期職員の能力と経験が公務内外を問わず、地域社会で発揮できるような環境づくりや支援を積極的に行っていくことが必要である。

次に、本府における再任用について、一般行政部門においては、今年度から、従来の短時間勤務だけでなく、原則、採用選考申込時の本人の希望を踏まえ、フルタイムでの任用も導入された。こうした取組みは年金支給がない期間が生じる状況に対する適切な対応と評価できる。しかしながら、永年、公務に携わってきた高齢期職員の多様な経験と能力は、府にとって貴重な財産であり、それを組織としてより活かすという観点からさらなる検討が必要である。

そのため、公務外の再就職に向けた人材バンクの適切かつ効果的な運用と併せ、公務内においても、能力に応じた管理職への登用も含め、再任用職員の職域拡大に向け、さらに踏み込んだ取組みが必要と考える。

イ 再任用職員の給与

本年の「民調」において、公的年金が全く支給されないこととなる **60** 歳の再雇用者の4月分の給与額を調査したところ、本府の再任用職員と民間企業の再雇用者の大部分を占める係員級（再雇用後）の月例給与をみると、本府は **24.1** 万円、民間は **23.0** 万円であり、国と比較して府内データ数は限られるものの、本府が民間を上回っている状況もみられたところである。

（資 66 頁：第 17 表その 3）

本年の人事院勧告において、「再任用職員の給与水準に関しては、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含め、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする」としているところであるが、本委員会においても、再任用職員の給与水準や給与制度等について、引き続き、国の動向を注視するとともに、民間における対応状況、本府における実情等も十分考慮して、必要な検討を行っていくこととする。

なお、人事院勧告では転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ、再任用職員に単身赴任手当を支給することとしている。本委員会は、本府の再任用職員の勤務形態や職務内容等に国との差異もみられることから、直ちに再任用職員に対し単身赴任手当を支給すべきとの考えにはないが、今後、必要に応じて検討していくこととする。

ウ 教職員を取り巻く諸情勢

教職員の処遇、勤務環境のあり方について、種々の課題が提示されている。

教育委員会の「教職員の業務負担軽減に関する報告書」（平成 **25** 年 3 月）は、学校現場における時間外業務の実態から、教育委員会として教職員の業務負担軽減が重要な課題であると指摘しているところであり、これらの課題を抜本的に解決する実効性ある対応が切に求められるところである。

また、教育委員会は、これまで将来的な児童・生徒数の減少による定数減や教職員の年齢構成バランス等を考慮し、定数の一部を定数内講師として臨時的任用職員により措置してきた。しかしながら、教育委員会が平成 25 年 3 月に策定した教職員数管理目標において、臨時的任用職員は、その任期が最大 1 年であるなど教育活動の継続性に課題があり、定数内講師数が増加し続けることは好ましくないことから、当面 5 年間は定数内講師数が増加から減少に転じるよう、今後の教員採用の方針を示したところである。教育委員会は、学校現場において、現実には、教員の配置が遅れるなどの事態が生じることがないように、現場の実情を踏まえた課題解決に努めることが求められる。

本委員会としては、これら教職員を取り巻く諸情勢について、今後ともその動向を注視し、必要に応じて意見を述べていくこととする。

3 結語

本年も昨年に引き続き、職員の給与を引き上げる勧告を行ったところである。職員の給与は、民間準拠を基本として定めることが情勢適応の原則に適うものであり、労働基本権制約の代償措置としての勧告の趣旨から、実施時期を含め、勧告に基づく適正な改定がなされることを強く望むものである。さらに、給与減額措置については、もはや1年の時限を超えて継続する理由は見出しえないと考えるところであり、本年度末をもって終結されるよう、改めて強く求めるものである。

本委員会は、本年も職員に関する諸制度について、様々な観点からの意見を付したところである。特に、人事評価制度について、多くの職員が相対評価の目的が達せられていないとし、また評価者の多くが相対評価結果について十分な説明ができていないとしたアンケート結果を重く受け止め、任命権者においては、相対評価が所期の目的に適う人事評価制度として運用されるよう、具体的かつ効果的な取組みを切に期待するところである。

また、本委員会がかねて指摘してきた女性登用や高齢期職員の雇用問題について、社会情勢や国の動向、本府の実情を踏まえ、種々意見を申し述べたところであり、任命権者のさらなる取組みを期待するものである。

結びに、府民の皆様並びに府議会議員各位におかれては、厳しい環境のもとにあっても、職員としての誇りを失うことなく、府民の暮らしと安全を守る職責を全うする多くの職員がいることに対し、深いご理解をお願いするところである。